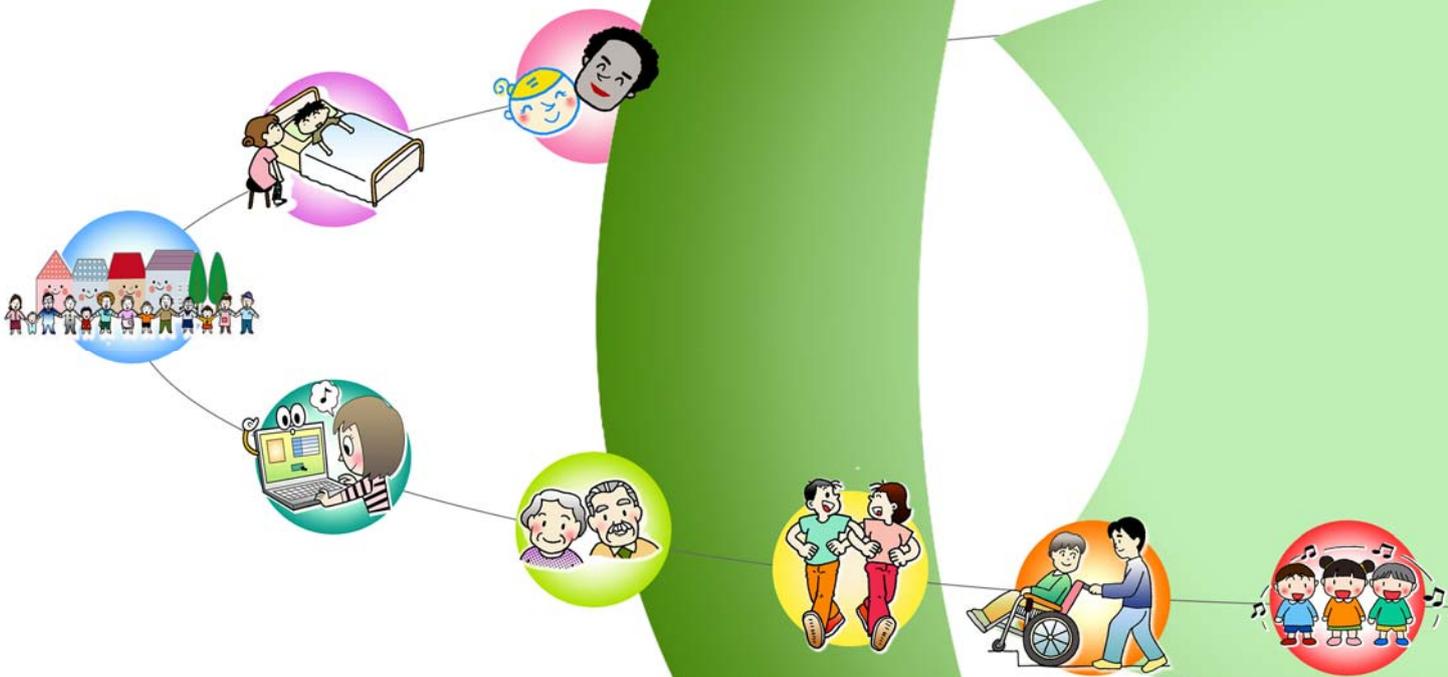


竜王町人権教育・ 啓発基本方針



ごあいさつ

「一生涯、幸せに暮らしたい」「いのちが大切にされ、みんなと仲良く暮らせる家庭や地域社会であってほしい」これらは、誰もが持っている願いではないでしょうか。

そして、このような社会を実現の実現に向けて不断の努力をしていくことは、私たちの責務でもあります。

本町では、「あらゆる差別のない“生き生き暮らせる、みどり豊かなふれあいのまち”」の実現をめざし、人権尊重のまちづくりへの取り組みを進めています。

しかし、人権尊重に対する認識は高まってきたものの、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に十分に現せているとは言い切れません。

また、人権の世紀といわれるこの21世紀にあっても、日々変化する社会状況の中で人権をめぐるさまざまな課題は、複雑かつ多様化しており、今後も社会のあり方とともに変化していくこと見込まれます。

このため、生涯のあらゆる段階と機会において、一人一人が主体的かつ意欲的に学び続けることが重要です。

そこで、これらのことを踏まえて、平成16年8月に改定された「人権教育・啓発基本方針」を見直し、新たに策定しました。この方針では、人が生涯にわたって正しい人権意識の高揚を図っていけるよう、さまざまな視点からの取り組みが示されています。

今後は、町としても、「行政において人権に関係していない分野は存在しない」ことを改めて認識し、人権尊重の視点に立った行政の取り組みを進めてまいりますので、竜王町を人権文化に満ちた心豊かなまちにしていくため、町民の皆さんをはじめ、関係各機関のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、今回の方針改定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました「竜王町人権教育および人権啓発基本方針検討委員会」の委員の方々をはじめ、関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成26年（2014年）3月

竜王町長 竹山 秀雄

目 次

はじめに	～人権教育・啓発基本方針の改定にあたって～	1
第1章	人権教育・啓発基本方針改定の背景	
1.	国・県の動向	2
2.	竜王町の動向	3
第2章	人権教育・啓発の推進の基本的なあり方	
1.	人権尊重の基本理念	4
2.	人権教育・啓発の概念	4
3.	人権教育・啓発がめざすもの	4
4.	人権教育・啓発の基本的な進め方	5
	(1) 人権教育	6
	① 家庭教育	
	② 就学前教育・学校教育	
	③ 社会教育	
	(2) 人権啓発	6
5.	人権教育・啓発の現状と課題	
	～人権問題住民意識調査(H24調査)の結果から～	7
第3章	人権課題への取り組み	
1.	人権問題の共通課題	9
2.	人権問題の現状と個別課題	9
	(1) 子ども	10
	(2) 障がい者(障がい児を含む)	12
	(3) 女性	14
	(4) 高齢者	16
	(5) インターネット(情報通信)による人権侵害	18
	(6) 同和問題	20
	(7) 患者	23
	(8) 外国人	25
	(9) さまざまな人権問題	27
	① アイヌの人々	
	② 刑を終えて出所した人	
	③ 犯罪被害者及びその家族	
	④ 拉致被害者	
	⑤ 性的マイノリティ	
	⑥ 東日本大震災に起因する人権問題	

3. 人権意識の現状と課題	
～人権問題住民意識調査(H24調査)の結果から～	28

第4章 基本方針の具体化に向けて

1. 分野別の取り組み	
(1) 庁内の推進体制	30
(2) 職員・教職員等に対する人権研修	30
(3) 町民	30
(4) 保育園(所)・幼稚園・学校	30
(5) 家庭	30
(6) 地域	30
(7) 企業・事業所	31
(8) 各種団体	31
2. 具体化に向けた課題	
～人権問題住民意識調査(H24調査)の結果から～	31
おわりに	34

竜王町人権教育・啓発基本方針全体図

用語の解説

参考資料

- ・ 竜王町人権尊重のまち宣言
- ・ 竜王町人権尊重のまちづくり条例
- ・ 竜王町人権啓発基本方針検討委員会設置要綱・委員名簿

本文中の「※」のついた語句には、用語の解説があります。

はじめに

～人権教育・啓発基本方針の改定にあたって～

本町では、平成7年(1995年)に策定した「人権啓発基本方針」を平成16年(2004年)に見直し、「人権教育・啓発基本方針」を新たに策定しました。

この基本方針をもとに本町に人権尊重の精神が浸透すべく、人権教育・啓発の推進に町の責務として取り組んできました。

また、平成23年(2011年)には第五次竜王町総合計画[※]を策定し、基本施策の一つに「すべての人の人権の尊重」を位置づけ、「人権意識の高まりの満足度」を10年後には70%とすることをめざしています。そうした中、平成24年度に「竜王町人権問題住民意識調査」[※]を実施し、これまでの成果や今後の課題が明らかになりました。

一方、人権教育・啓発基本方針策定から約10年が経過し、社会状況の変化によって新たな人権課題も生じています。人権にかかる問題がますます複雑化・多様化している中、一人ひとりが自らの問題としてそれぞれの家庭や地域社会、学校、職場など身近なところから私たちに何ができるかを改めて考え具体的な行動につなげていくことや、行政だけでなく関係団体や企業、NPO[※]など立場の異なる人々が協働して取り組んでいくことが今まで以上に求められています。

そうしたことにより、人権教育・啓発全般について見直し、「すべての人びとの基本的人権が尊重され、あらゆる差別のない“いきいき暮らせる、みどり豊かなふれあいのまち”」竜王町をめざし、今回改定することとしました。

第1章 人権教育・啓発基本方針改定の背景

1. 国・県の動向

S40(1965).8.11 同和対策審議会答申(同和問題※の早期解決は国の責務であり、国民的課題である)

S44(1969)～ 同和対策事業特別措置法

S57(1982)～ 地域改善対策特別措置法

S62(1987)～ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

時限立法による特別対策

H5(1993)年度 同和地区実態把握等調査(総務庁)

H7(1995).6.8 調査に関する小委員会報告書(地对協)

地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等を把握するため実施。分析を基に法後の同和対策の在り方の方向性を報告。

H8(1996).5.17

同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方(意見具申)
『同和問題を放棄するものではない』(地域改善対策協議会)

H8(1996).7.26

同和問題の早期解決に向けた今後の方策(閣議決定)

H18(1996).12.26

人権擁護施策推進法
●人権擁護推進協議会の設置(法務省)

諮問第1号

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する基本的事項について

諮問第2号

人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項について

H9(1997).3.31

地对財特法の経過的措置としての再延長

(～H13(2001)年度末までの経過的措置として15事業を継続)

H14.3.31失効

H9(1997).6.18

今後の同和行政に関する基本方針(滋賀県)

S23(1948).12.10

『世界人権宣言』(国際連合)

世界的な人権尊重の気運の高まり

H6(1994).12.23

『人権教育のための国連10年』決議採択

H9(1997).7.4

人権教育のための国連10年国内行動計画 H7(1995)～H16(2004)の10年間

H11(1999).7.29

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申)
(人権擁護推進審議会:諮問第1号に関して)

H10(1998).7.22(H14(2002).3改訂)

人権教育のための国連10年
滋賀県行動計画 目標年次:H16(2004)

H11(1999).7

滋賀県人権施策推進懇話会の設置
提言:H12(2002).9.18

H12(2000).12.6

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

H13(2001).5.25

人権救済制度の在り方について(答申)
(人権擁護推進審議会:諮問第2号に関して)

H13(2001).4.1

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

・滋賀県人権施策推進審議会の設置
・人権施策基本方針の策定 等

H14(2002).3.15 閣議決定

人権教育・啓発に関する基本計画

H14(2002).10.2

人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について(答申)

H15(2003).3

滋賀県人権施策基本方針

H15(2003).3

人権教育推進プラン

H23(2011).3.31

滋賀県人権施策推進計画

2. 竜王町の動向

S23(1948).12.10

世界人権宣言(国際連合)

S58(1983).1.15

町民憲章

H6(1994).8.1

竜王町人権啓発基本方針

H5(1993).3

同和問題についての町民意識調査

H6(1994).12.23

人権教育のための国連10年
決議採択

H9(1997).7.4

人権教育のための国連10年
国内行動計画

H10(1998).7.22

人権教育のための国連10年
滋賀県行動計画

H13(2001).9

人権教育のための国連10年
竜王町行動計画

H7(1995).8.25

竜王町人権尊重のまち宣言

H11(1999).3.31

竜王町人権尊重のまちづくり条例※

H11(1999).3.29

人権問題町民意識調査

H16(2004).3

竜王町人権教育・啓発基本方針

H20(2008).3

人権問題住民意識調査

H26(2014).3

竜王町人権教育・啓発基本方針
(改定)

H25(2013).3

人権問題住民意識調査

第2章 人権教育・啓発の推進の基本的なあり方

1. 人権尊重の基本理念

人権尊重の基本理念は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。すなわち、人権の共存の考え方として理解する必要があります。

2. 人権教育・啓発の概念

人権教育は、「人権についての教育」「人権のための教育」「人権としての教育」「人権を通じての教育」という側面をもつ総合的な概念です。

「人権についての教育」とは、人権に関する様々な知識と人権を尊重する感性を育む教育です。

「人権のための教育」とは、自分と他者の人権を尊重し実現するために必要な知識とスキル※（技能）、行動力を育む教育です。

「人権としての教育」とは、教育を受けることを人権としてすべての人に保障することを表すと同時に、人権教育をすべての人に保障することを意味しています。

「人権を通じての教育」とは、教育を受ける過程においていじめ※や体罰※さらにはハラスメント※等の人権侵害があってはならない、すなわち安心して学べる教育環境を保障することを意味しています。

啓発という概念は、「周知する」、「注意や関心を喚起する」、という意味合いで一般的に使われ、教育的な作用や効果が含まれているという意味では広義の教育という概念に含まれると言えます。

3. 人権教育・啓発がめざすもの

人権教育・啓発の目標として、次のことを重視します。

(1) 命の尊さ

人の命は地球より重いという言葉があるように、命の大切さを理解し、自己がかけがえのない存在であると同時に、他者もかけがえのない存在であることを心に強く実感できる感性を育みます。

(2) 人間の尊厳

差別が人間としての尊厳を深く傷つけるものであることを理解し、社会に存在するさまざまな人権問題の解決をめざし、個別の人権課題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態度を育成します。

(3) 豊かなつながり

他者との出会いを肯定的にとらえ、多様な価値観や生き方にふれるとともに、他者と共に生きる大切さと喜びを実感できるようなつながりをつくります。

(4) 互いの個性の尊重

世間体や他人の思惑に左右される風潮及び根強い横並び意識の存在が、いろいろな差別解消の妨げになっている側面があります。それら風潮や意識の是正を図るために、一人ひとりの生き方や異なる個性を互いに尊重できるようにします。

(5) 自己実現

人が潜在的に持っている様々な能力を発揮できるようにして、自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、物事を成就する時の喜び、他者のために役立つ時の喜びを育みます。

(6) 人権の知識とスキル* (技能)

人権に関する基礎的な知識がまだまだ十分でないことから法令や条例の周知など人権に関する基礎的な知識を習得するとともに、それを活用して他者と自分の人権を守る力をつけます。

4. 人権教育・啓発の基本的な進め方

町民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身につけ、人権侵害を直感的に捉える感性や他者の心の痛みに共感する感性、さらに日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身につくようにする必要があります。

そのために、対象となる町民の発達段階や理解度に応じながら、家庭、学校・園(所)、職場、地域社会などにおける日常生活の経験等を具体的に取り上げるなど、教育・啓発の内容や手法に創意工夫を凝らしていく必要があります。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の芽生えが感性として育まれるよう配慮する必要があります。

また、人権教育・啓発は町民一人ひとりの心のあり方や人間としての生き方に密接に関わる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意することが求められます。

そして、人権教育・啓発の手法については、「人権の大切さや人間の尊厳についての学び」である普遍的な視点からのアプローチと「個々の具体的な人権問題についての学び」である個別的な視点からのアプローチを互いに関連させ統合しながら、取り組みを推進していくことが大切です。

さらに、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等についても町民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要です。このことからその進め方については、竜王町人権教育推進協議会や人権擁護委員*等とともに研究を深めていくことが必要です。また、これを担当する行政は、町民の間に人権問題や人権教育・啓発の進め方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められます。

そして、今回新たに設定した数値目標の達成に向けて計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
じんけんを考えるみんなのつどいへの参加者数	H25年度 308人	320人	350人
うち町民の参加者数	H24年度 245人	280人	320人
地区別懇談会*参加者数 (町内全域)	H24年度 1,597人 32地区	1,650人 32地区	1,700人 32地区
人権啓発セミナー延べ参加者数 (町民)	H25年度 97人	120人	150人

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情を考慮しながら、学校教育と社会教育が連携し推進していく必要があります。また、町民一人ひとりが、人権問題を他人事として捉えるのではなく、自らの問題として受けとめ、人権研修や地区別懇談会^{*}に積極的に参加するとともに、知識だけにとどまることなく日常生活における実践に結びつけることが大切です。そのために、行政として、人権に関する学習機会及び情報の提供、リーダーの育成、教材開発等の取り組みをさらに強化する必要があります。

①家庭教育

教育基本法^{*}には、「父母その他保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と明記されています。家庭は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う場として重要です。

このため、保護者は家庭の教育力の向上に努めるとともに、保護者自らが、まず偏見を持たず、差別をしないことなど日常生活における自らの姿をもって子どもに示していくことが必要です。そして、行政としては、保護者に対する学習機会の提供等家庭教育の支援施策のさらなる充実を図っていくことが重要です。

②就学前教育・学校教育

それぞれの学校・園(所)の教育目標の重要な柱に人権教育を位置づけ、あらゆる学校・園(所)運営と教育活動を通して人権教育を進めていくことが大切です。そのためには、推進体制の充実をはかること、生活に結びつく学習活動をすすめること、すべての活動に人権の視点を取り入れることが大切です。

③社会教育

生涯学習の振興のためのあらゆる施策を通じて人権に関する学習を、一層推進していくことが必要です。幼児期から高齢者にいたる幅広い層の町民に対し、その時々の人権課題の状況を踏まえ、生涯にわたって学び続けることができるよう取り組みを推進していくことが重要です。具体的には、学習意欲を高めるような参加体験型の学習や身近な課題を取り上げた学習など創意工夫していくことが必要です。

また、これまで行政は、竜王町人権教育推進協議会と密なる連携を取りながら、人権教育の推進に取り組んできましたが、今後も今まで以上の連携を図って取り組むとともに竜王町人権教育推進協議会の活動を支援していくことが何よりも重要となります。

一方、町内の各種団体や企業・事業所においては、それらの組織の中に、人権研修を位置づけていくことが大切です。さらに、町内の人権教育推進のためのリーダー育成にも、取り組む必要があります。

(2) 人権啓発

町民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身につけるには、今後とも地道に粘り強く啓発を続けていくことが重要です。その際には、町民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が必要です。

また、その時々で社会問題となっている人権上の問題など、町民の関心度に即したテーマを取り上げることによって、より大きな啓発効果を期待できます。人権問題が今後ますます複雑化・多様化する傾向にある中で、啓発活動を一層効果的かつ総合的に推進しなければなりません。そのためには、従来の啓発方法のみならず新たな啓発方法にも着目し、先進的な取り組みに学びながら啓発していくことが必要です。

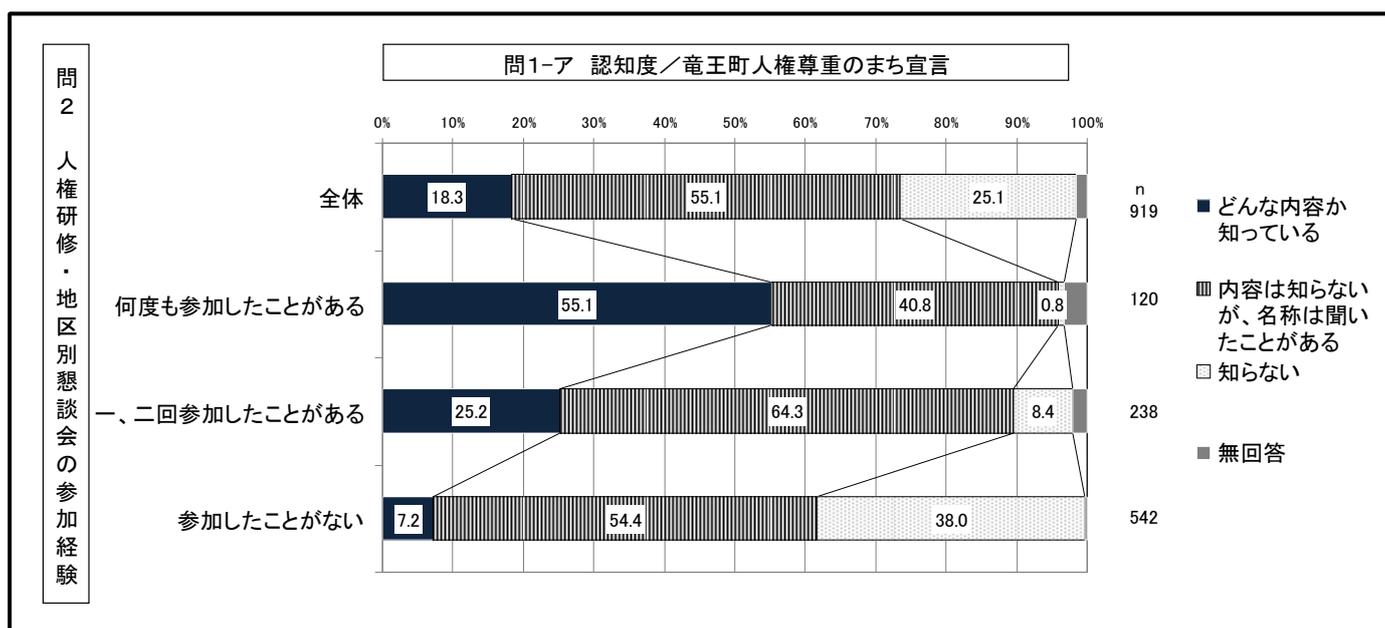
5. 人権教育・啓発の現状と課題 ～人権問題住民意識調査(H24 調査)の結果から～ 人権研修、地区別懇談会の重要性

研修等に参加経験がある人ほど、人権に関する宣言や条例等の認知度が高いこと、同和地区を避ける意識が低いこと、部落差別の落書きを発見したときの対応が適切なこと、障がい者施設へのイベントへの参加経験が多いことなどの違いがみられ、人権研修・地区別懇談会※に参加することの意義が高いことがわかりました。

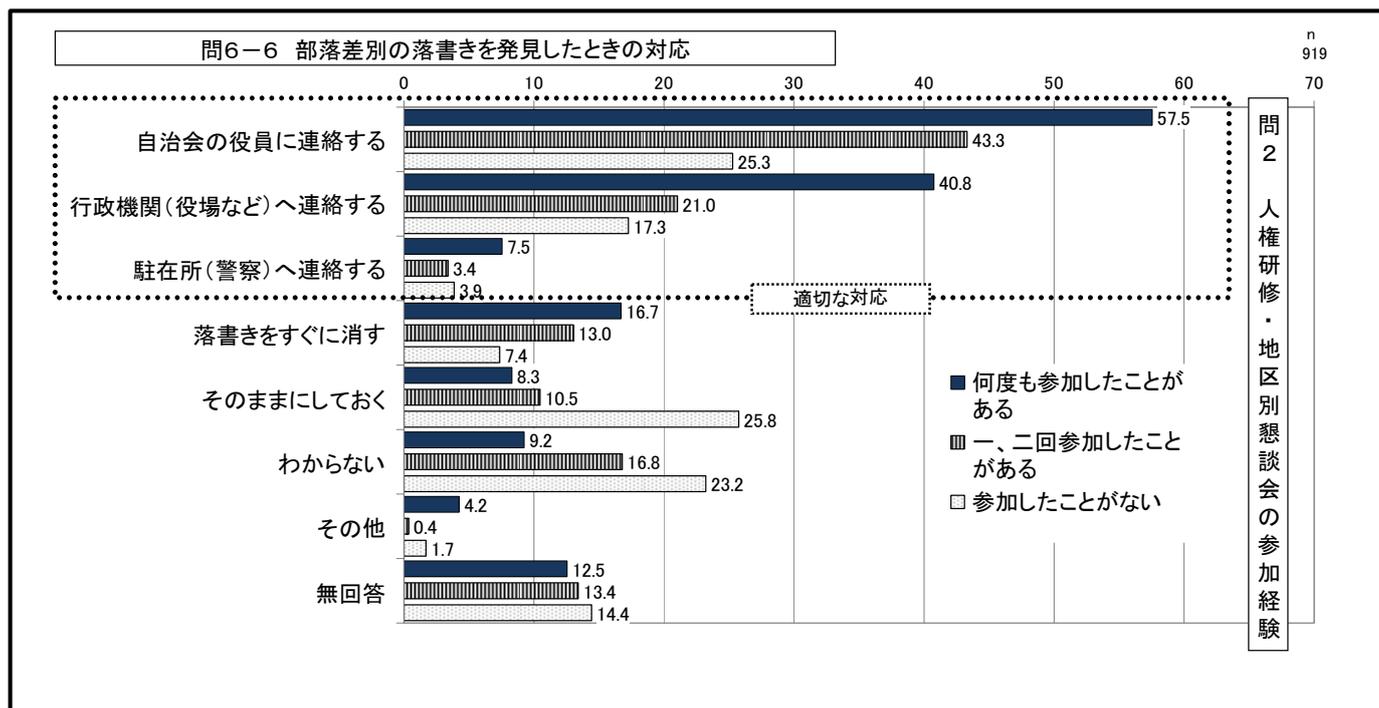
一方、10歳代から30歳代の若い年齢層の住民の参加が少なく、参加者が50歳代以上の町民に固定していることが課題です。

また、「一、二回参加」よりも「何度も参加」したことがある人の方が、人権意識が高い傾向があり、繰り返し参加することはたいへん重要です。

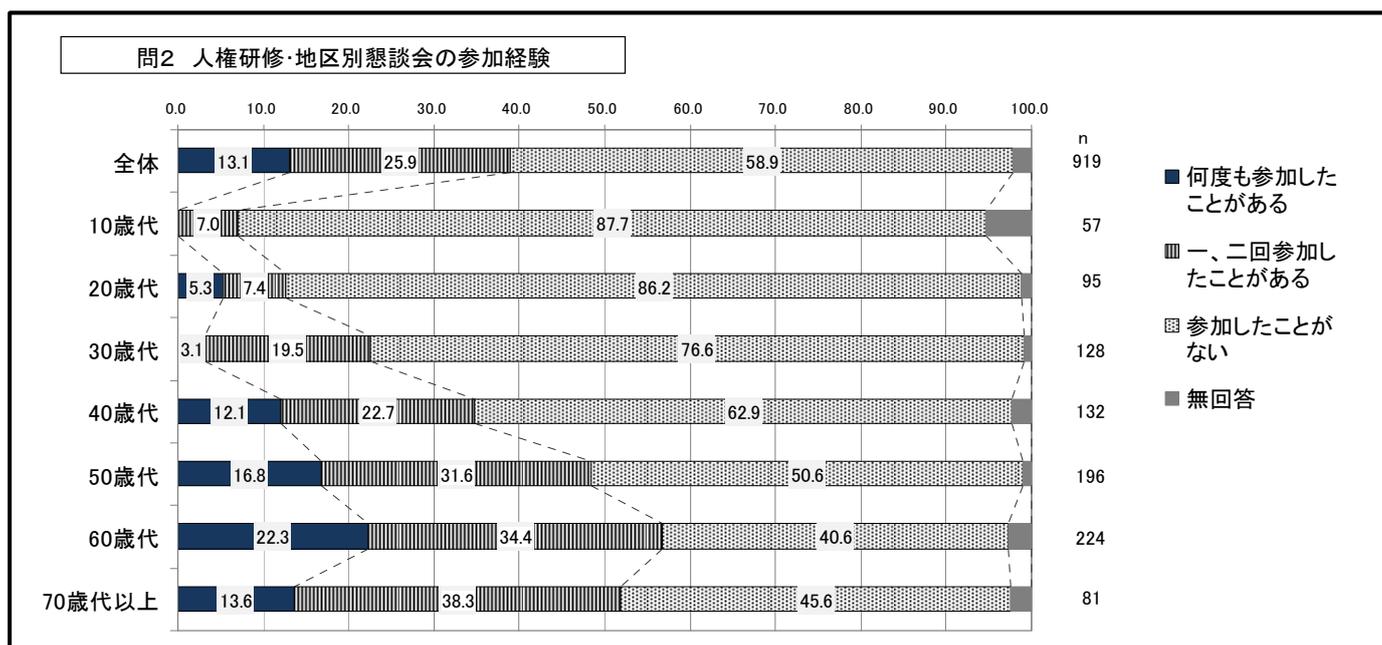
人権研修に参加経験がある人ほど、宣言の認知度が高い



人権研修の参加経験がある人ほど、適切な対応



若い年齢層の住民の参加が少ない



第3章 人権課題への取り組み

1. 人権問題の共通課題

人権問題にかかる共通課題に対しては、基本的人権の尊重をもとに、総合的かつ効果的な人権教育や啓発に取り組む必要があります。

- (1) あらゆる施策を人権の視点から点検・見直し、新たな施策の企画・立案から実施に当たってはその根底に人権の視点を置きます。
- (2) 人権行政の推進者である町職員や教職員をはじめ、人権に関わりの深い特定の職業従事者^{*}などに対する研修においては、人権問題を解決するための態度・技能を身につける手法や内容を積極的に取り入れていきます。
- (3) 差別事象^{*}が今なお発生している背景には、さまざまな人権問題に対する誤った先入観や偏見、歴史的経緯等に対する認識や理解の不十分さがあります。また、同一性や均一性を重んじる日本社会の慣習等もあります。従って、差別事象の背景について分析し、それに迫る教育・啓発のあり方を探求します。
- (4) 人権問題を生涯学習の中に位置づけ、町民の自主的な学習やボランティア活動及び住民活動を支援するため、身近な学習の場やリーダー・教材・情報を提供するなどの学習環境の整備とこれらのネットワーク化を図ります。
- (5) 人権問題を解決していくために、地域コミュニティ^{*}の形成やグループ活動等を促進するための側面的支援を図り、こうした活動を通じて、町民一人ひとりが違いや個性を認め、尊重し合う心や実践的態度を育成します。
- (6) 効果的な人権教育や啓発活動を展開するためには、施策の企画から実施にあたって、町民・事業者などの意見や要望などをできる限り反映させます。
- (7) 人権問題に関する相談体制のあり方や、権利を擁護するための仕組みなどについて調査・研究を進めるとともに、情報化が進展した結果として、町民のプライバシー^{*}が侵害されることのないよう、その保護体制を確立します。

2. 人権問題の現状と個別課題

本町では、今まで8つの人権問題（女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題^{*}・外国人・患者・さまざまな人権）を中心として取り組んできました。

それぞれの人権課題は、多くの場合、いくつかの個別課題が絡みあっており、また、時代とともに変化しています。本方針では、新たに「インターネット（情報通信）による人権侵害」を加えた9つの個別課題を取り上げ、それぞれに現状と課題、今後の取り組みの視点を示しました。

(1) 子ども

【現状と課題】

子どもの人権については、平成元年（1989年）に国連で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、我が国は平成6年（1994年）にこの条約を批准しています。

この条約では、18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、生きる権利、守られる権利、育つ権利を有するとともに、子どもは自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現することが認められるべきであること（意思表明権）などが盛り込まれています。

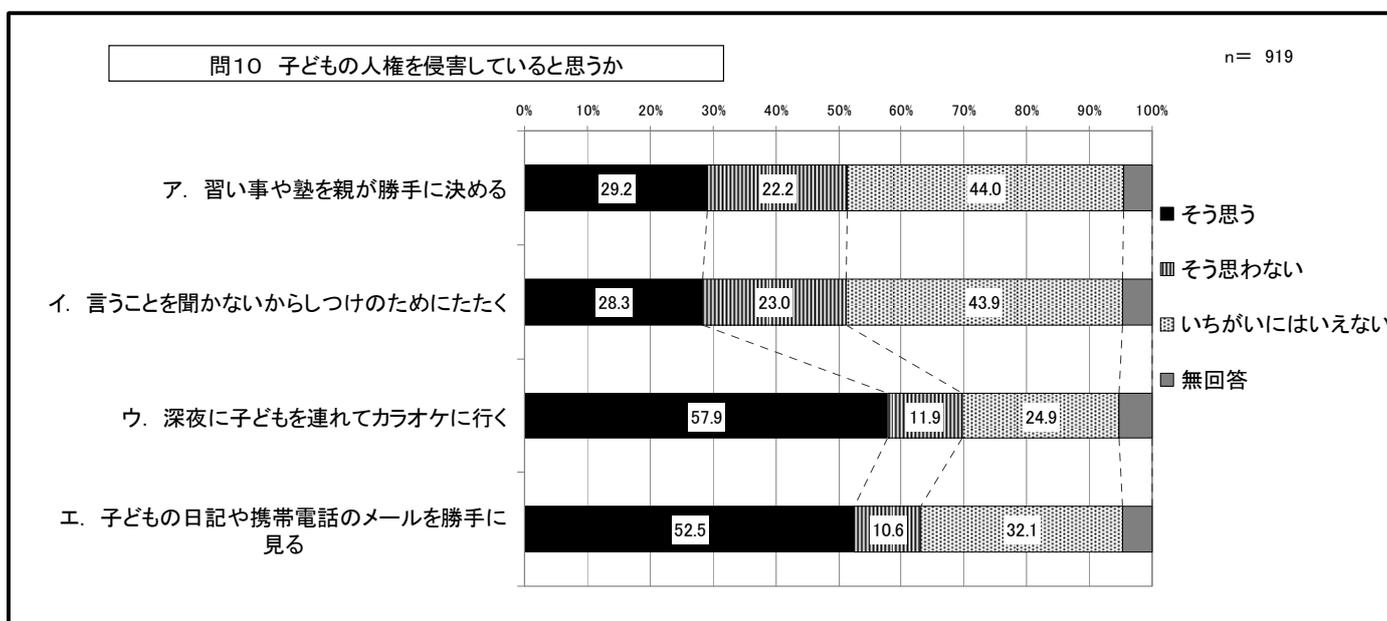
しかし、家族や家庭のあり方の変化、一人親家庭の増加、携帯電話やインターネットの普及とともに子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの人権が保障されるための新たな課題も生まれています。

特に、インターネットなどを悪用したいじめ^{*}や犯罪被害、増加する児童虐待、学校における体罰は近年大きな社会問題となっています。

一方、調査結果からは、「深夜に子どもを連れてカラオケに行く」「子どもの日記や携帯電話のメールを勝手に見る」は半数以上の人の人権侵害と捉えています。一方、「習い事や塾を親が勝手に決める」「言うことを聞かないからしつけのためにたたく」を人権侵害と捉えている人は約3割にとどまります。このことから、何を人権侵害と捉えるかについての共通認識が確立されていないと言えます。

子どもは、発達の過程にあります。大人と同様に人間としての自由と権利があることが認識され尊重されなければなりません。そして、大人よりも権利が侵害されやすい存在であることを十分認識し、取り組みを推進していく必要があります。

子どもの人権を侵害しているのかどうか意見が分かれている



〈今後の取り組みの視点〉

①子どもの人権を尊重する意識啓発

(ア) 子どもを一人の人間として権利を行使する主体と捉え、子どもの思いや意見を十分尊重することについて保護者をはじめすべての人々に対して、啓発を進めます。

(イ) 特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの理解や不登校の問題、喫煙・売買春・薬

物乱用などの問題、ネットいじめ*など子どもたちを取り巻く状況について理解を深めるため保護者をはじめすべての人びとに対しての教育・啓発を進めます。

② 児童虐待防止のための取り組み

(ア) 虐待は人権侵害であり、命に関わる問題であるという意識を浸透させるとともに、虐待防止のための教育・啓発を強化していきます。とりわけ、虐待にかかる通報の義務の周知徹底に努めます。

(イ) 保護者の子育て不安に対応できるよう関係機関が連携するとともに、その周知に努めます。

③ いじめや体罰をなくす取り組み

(ア) いじめ*の防止や早期発見など、学校を中心として家庭・地域との連携をより強化し、「いじめゼロ」をめざします。また、いじめが発生した場合には、早期解決に向け、迅速に対応し、再発防止に努めます。

(イ) 体罰は命にかかわる人権侵害であるという認識を深めるための教育・啓発に努めます。

④ 情報モラル教育*の充実

学校において地域や家庭と連携をはかりつつ、情報社会での適正な活動を行うための基になる考え方とスキル*（技能）の育成に努めます。

⑤ 家庭や地域での青少年健全育成

(ア) 犯罪から子どもを守ると同時に、問題行動など早期に発見して地域で子どもを育てることの重要性を啓発していきます。

(イ) 飲酒、喫煙、売買春、薬物乱用等の取締りを強化し、子どもを犯罪から守ります。

(ウ) 地域行事などで、地域の協力を得ながら、子どもたちが発達段階に応じて地域で活躍できる場を作ることで、子どもたちに達成感をもたせ郷土を身近に感じる取り組みを進めます。

そして、次の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
児童虐待の防止等に関する法律の内容を知っている人の割合	H24年度 29.7%	35.0%	40.0%
子どもの日記や携帯メールを勝手に見ることは子どもの人権を侵害していると考える人の割合	H24年度 52.5%	55.0%	60.0%

(2) 障がい者（障がい児を含む）

【現状と課題】

障害者基本法^{*}では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

障害者基本法は平成16年（2004年）の改正で障がいを理由とする差別禁止の理念が明記され、平成23年（2011年）には法の目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会の実現」を新たに規定するなど、障害者権利条約^{*}の理念を踏まえた改正がなされました。

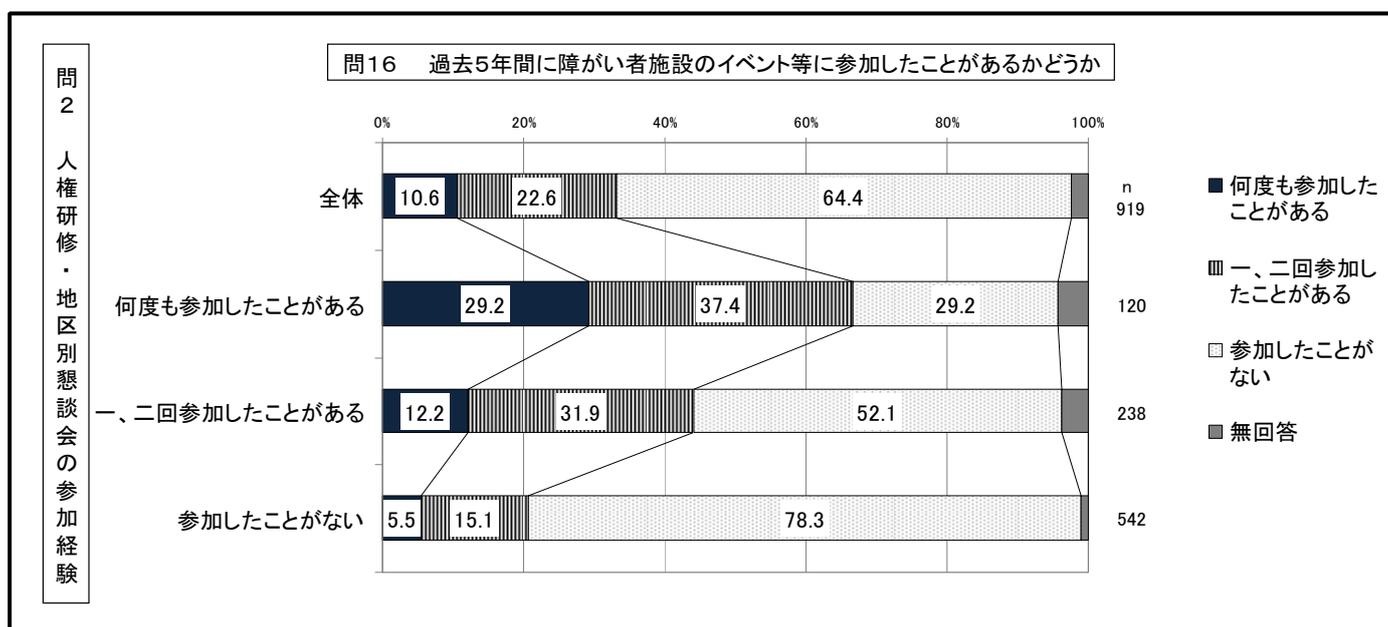
さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年（2011年）に成立し、障がい者に対する様々な場面における虐待を防止するために、国・地方公共団体と国民の責務を明記し、家庭内の養護者、障がい者福祉施設従事者等、職場の使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課す一方、地方公共団体には市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの機能を位置づけることを求めました。

このように法整備が進められる一方、障がい者についての理解や認識はまだまだ不十分であり、その結果として障がい者の自立と社会参加が阻まれている状況があります。さらに発達障がいについても十分に理解を深めていく必要があります。

今後は、インクルーシブ教育^{*}やノーマライゼーションの理念^{*}をさらに浸透させ、障がいの有無にかかわらず、互いの人権を尊重し、理解し、共助し合える共生社会^{*}の早急な実現が求められています。

また、調査結果では、人権研修等へ何度も参加したことがある人の場合、障がい者施設のイベント等への参加経験のある人が66.6%と過半数を超えています。このことから、個別の人権問題の学びは、互いに関連し合っていると考えられるとともに、研修会・地区別懇談会^{*}等の重要性がうかがえます。

人権研修・地区別懇談会^{*}に参加している人ほど障がい者と交流している



〈今後の取り組みの視点〉

① 障がいについての正しい理解の普及

(ア) ノーマライゼーションの理念^{*}に基づき、障がいや障がい者について正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動や地域・交流活動を積極的に推進し、共生社会^{*}をめざします。

(イ) 障がいに対する正しい知識を普及し、誤解や偏見の解消に努めます。

② 社会参加と自立のための取り組み

(ア) 学校教育においては、インクルーシブ教育^{*}の理念に基づき、児童生徒が能力を最大限に伸ばし、社会参加や自立の一層の促進が図れるよう努めます。また、共生社会^{*}実現に向けての教育をあらゆる教育活動を通して体験的に学習でき、そのスキル^{*}が体得できるように努めます。

(イ) 保幼小中での個別の教育支援計画と指導計画^{*}の作成および一貫した指導体制の確立に向けて、より一層取り組みを強化していきます。

③ 関係機関と連携した相談活動の充実

障がい者に対する虐待等の人権侵害の発生を防止するため、人権専門機関との連携を図りながら、福祉関係機関、団体、関係者に対する研修、町民に対する啓発を実施し、東近江あんしんネットワーク^{*}、滋賀県運営適正化委員会^{*}等との連携による相談から問題解決にかかるまでの社会的支援のしくみが地域において構築されるよう支援します。

そして、下記の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
過去5年間に障がい者施設のイベント等に参加したことがある人の割合	H24年度 33.2%	40.0%	45.0%

(3) 女性

【現状と課題】

男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、その利益と責任を分かち合う男女共同参画社会*の形成のため、平成11年(1999年)に男女共同参画基本法*が施行され、本町では、平成19年(2007年)に「男女共同参画推進プラン*」を策定し取り組みを進めてきました。

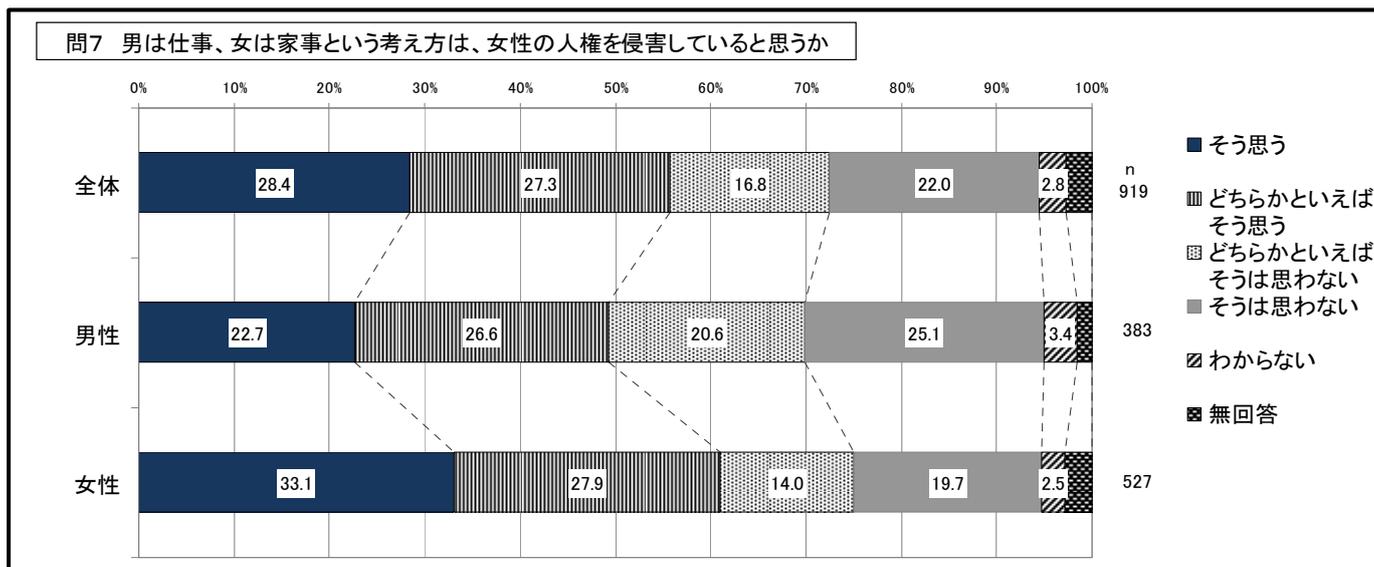
しかし、男女が共に参画できる社会づくりを妨げる慣習や女性の能力・適性に関する偏見、性別によって役割を固定的にとらえる意識が根深く残っています。

調査結果をみますと、「男性は仕事、女性は家事という考え方は、女性の人権を侵害していると思いますか」という問いに、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している人は、女性が61.0%、男性が45.3%にとどまっており、まだまだ固定的な性別役割分担意識*が払拭されていないことがわかります。

このような意識が、家庭・地域・職場でさまざまな男女差別を生む原因となり、性別に関わらず多様な選択や能力発揮ができる共同参画社会をつくる妨げになっています。

さらに、被害者の多くが女性であるDV* (ドメスティック・バイオレンス) やセクシュアル・ハラスメント* (性的嫌がらせ)、性犯罪、売買春、ストーカー行為*などは、女性の人権を著しく侵害し、心身を脅かす社会問題となっています。

まだ約半数の人が「男は仕事、女は家事」という考え方を肯定している



〈今後の取り組みの視点〉

① 男女共同参画社会*の実現のための意識改革・学習の推進

(ア) 地域に残る因習*や不合理な習慣など、男女差別を温存助長するような考え方の解消に努めます。

(イ) 家庭、学校、地域等で男女平等、男女共同参画の視点に立った学校教育、社会教育を推進します。

(ウ) 売買春や性犯罪等、女性の人権侵害の現状が是正されるような社会気運の醸成に努めます。

② 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- (ア) 女性の就労を支援するため、学習機会や資格取得への情報提供に努めます。
- (イ) 男性の育児参画の推進や職場における男女不平等な取扱いを解消するため、企業の主体的な取り組みが促進されるように働きかけます。
- (ウ) セクシュアル・ハラスメント*、受動喫煙による健康被害など、女性の働きにくさを解消するとともに母性が守られるため、企業の主体的な取り組みが促進されるように働きかけます。
- (エ) 男女がともに自らの望む生き方、働き方を選択し、働き続けられるよう、長時間労働などの働き方を見直し、男性が家庭や地域の活動に参画できるとともに、女性が出産・育児期においても仕事が継続できるよう仕事と家庭・地域生活の両立に向けて社会全体の意識作りを進めます。

③ 男女間のあらゆる暴力の防止

DV*、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、売買春、ストーカー行為*など男女間のあらゆる暴力をなくすため、積極的な啓発・広報を行うと共に、関係機関と連携して相談と支援に取り組みます。

④ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野で両性の意見が生かされた住みよいまちを目指し、町や自治会等の政策・方針決定過程へ女性の参画を促進します。

そして、下記の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
審議会等に参画する女性委員の割合	H24年度 19.0%	25.0%	35.0%
男女共同参画集会*を単独開催する自治会数	H24年度 13自治会	16自治会	20自治会
「女のくせに」「女だから」の言葉は女性の人権侵害と考える人の割合	H24年度 41.8%	50.0%	70.0%

(4) 高齢者

【現状と課題】

高齢化が進む中、今や4人に1人が65歳以上となる時代を迎えようとしており、竜王町においても、平成26年(2014年)1月現在65歳以上の人口が21.7%となっています。高齢化が進むに伴い、認知症を患う人や介護を必要とする人が増加し、高齢者の一人世帯の割合、老老介護*の割合も高くなりつつあり、高齢者への暴力や言葉や態度で精神的な苦痛をあたえるなどの虐待、食事を与えない、世話をしない、無視などの介護放棄が社会的に大きな問題となっています。

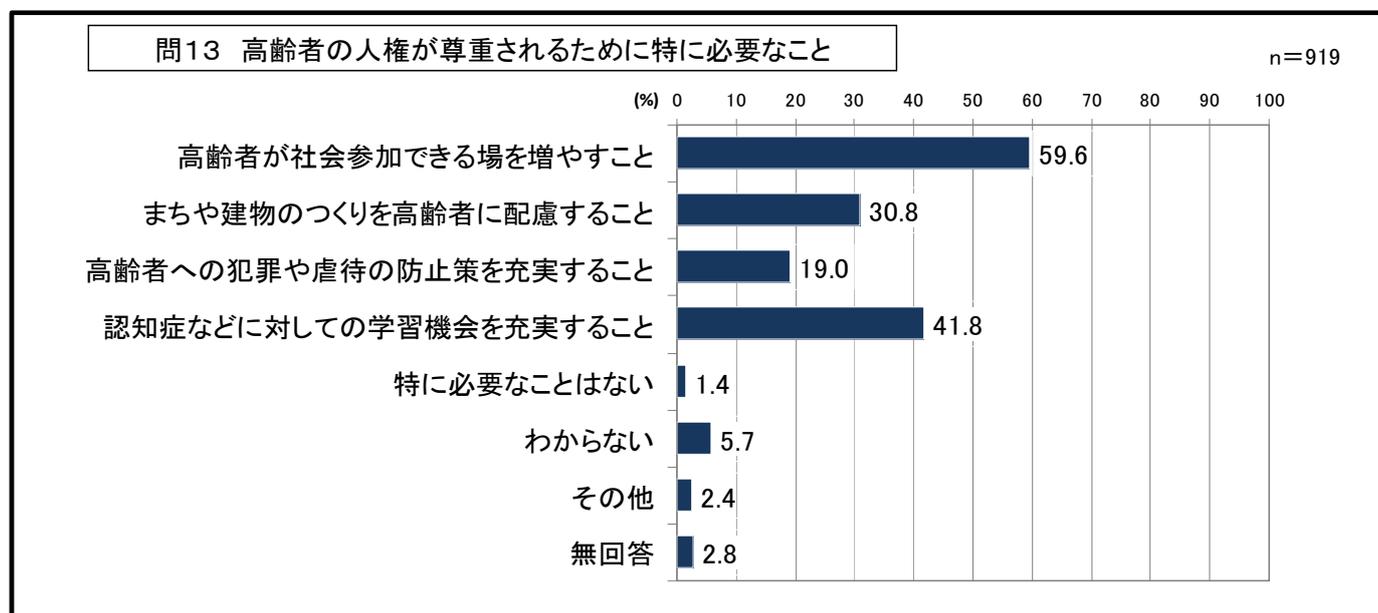
一方で介護をする家族などの精神的、肉体的、金銭的な負担や孤立、苦悩など介護者の人権にも十分に配慮する必要があります。

また、家族が無断で不動産や貯金の名義を変えたり、高齢者を狙った悪徳商法が頻発したりするなど高齢者の財産を脅かす人権侵害も多く発生しています。

私たち一人ひとりが「老後」は誰もが辿り着く過程であることを認識し、社会の先輩であり、豊かな知識と経験をもつ高齢者の尊厳が大切にされる風土をつくっていかねばなりません。

そして、調査結果では、「高齢者の人権が尊重されるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか」という問いに、約6割の人が「高齢者が社会参加できる場を増やすこと」と回答していることから、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう広い視点からの取り組みが求められています。

高齢者の人権が尊重されるために必要なことは、
「社会参加できる場を増やすこと」と回答した人が多い



〈今後の取り組みの視点〉

① 高齢者の尊厳を大切にす風土の醸成

高齢者の人権について誰もが自らの問題としてとらえ、理解と認識を深め、高齢者一人ひとりの尊厳が大切にされるための教育・啓発を行います。

②高齡者への理解を深める福祉教育の取り組み

家庭、学校、地域、事業所等において、介護・福祉の問題など高齡社会の課題に関する理解を深める福祉教育を推進します。特に、認知症や介護の必要な人と介護者を取り巻く状況、地域で高齡者を支えていく仕組みづくりについて理解を深められるよう教育・啓発を進めます。

③高齡者の知識、経験、能力を生かすための支援

高齡者が自らの知識、経験、能力を生かし、主体的に活躍しつづけられるよう、学習機会と情報提供の充実を図ります。

④人権相談活動の充実

虐待、介護放棄等について、人権擁護委員[※]、人権擁護推進員[※]、民生委員児童委員[※]等の相互の連携を図りながら、相談から問題解決に至るよう努めます。

そして、下記の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
地区別懇談会 [※] （32地区）・ 人権啓発セミナー（年6回） 等でテーマにとりあげる回数	H24年度 地区懇 3地区 啓発セミナー1回	5年間で 地区懇 5地区 啓発セミナー3回	5年間で 地区懇 7地区 啓発セミナー5回

(5) インターネット（情報通信）による人権侵害

【現状と課題】

インターネットは、コンピュータ技術の進歩にともなって誕生した情報ネットワークです。情報の収集や発信、商品の売買、金融取引、コミュニケーション等のための便利な手段として、社会の隅々にまで普及し、近年では携帯電話やスマートフォン^{*}の普及によりパソコンを持たない人や子どもたちにとっても身近なものとなりました。

しかし、情報発信の匿名性^{*}を悪用し、個人や団体を誹謗中傷^{*}する内容や差別を助長する内容の書き込みがされたり、個人情報^{*}が掲載されてプライバシー^{*}が侵害されたり、有害サイト^{*}にアクセスすることで犯罪に巻き込まれたりするなど人権にかかわる問題が多く発生しています。

インターネット上に書き込まれた内容は、直ぐに広範囲に広がり、一度掲載されると、その書き込みを完全に消すことは容易ではありません。

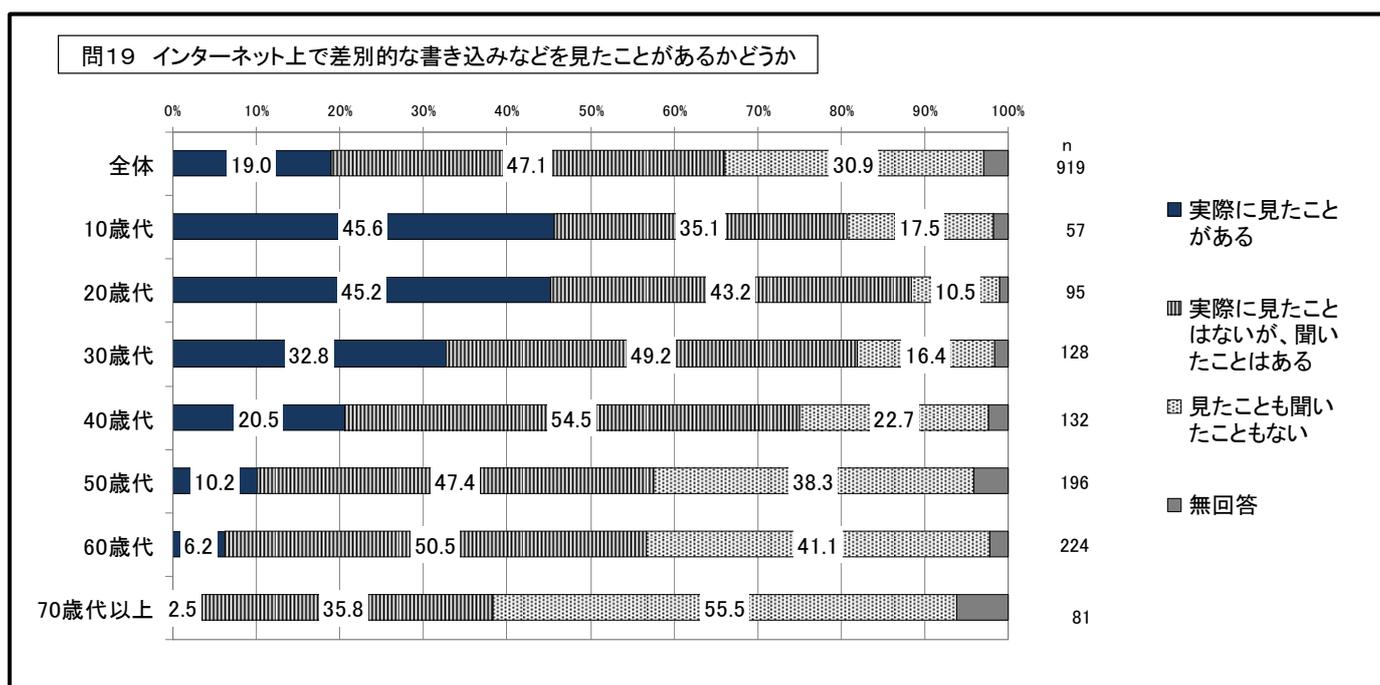
また、次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、その手段も多様化しています。

児童・生徒及び学生等の若い世代でもスマートフォンなどの情報機器の利用者が急増し、ネット依存^{*}や個人間のトラブル・いじめ^{*}に繋がるなどが社会問題となっており、中でも殺人事件のような大きな事件に発展しているケースもあります。

調査結果では、個人・団体等に対する差別書き込み及び誹謗中傷した書き込みについては、若い年代ほど見たことがある人が多くなっています。若い人たちが差別的情報に日常的に接することで、その影響を受けて差別意識を持たされる、人権感覚が麻痺させられてしまう心配があります。

また、インターネットによる人権侵害の実態や、利用上のルールやマナーなどの情報モラル^{*}やインターネットに関連する法律が十分に周知されていない現状があります。

若い年代ほど差別書き込みを見たことがある人が多い



〈今後の取り組みの視点〉

① インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発

すべての町民を対象に、インターネットによる人権侵害の実態やインターネットに関連する法律について周知し、インターネットの利用上のルールやマナー、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて正しい理解とスキル^{*}（技能）を育てる教育・啓発に一層努めます。

② 企業・事業所での取り組み

企業・事業所においてもインターネットによる人権侵害は大きな社会問題の一つとして認識し、企業の社会的責任^{*}のもと、職場研修の機会を設定するなどの取り組みを支援します。

そして、下記の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
地区別懇談会 [*] （32地区）・人権啓発セミナー（年6回）等テーマにとりあげる回数	H25年度 1回	5年間で 10回	5年間で 10回

(6) 同和問題

【現状と課題】

部落差別の解消のため、教育・啓発の果たす役割はきわめて大きく、これまでさまざまな手法で施策を推進してきました。その結果、町民の人権意識は徐々に高まりつつありますが、実践的態度までは結びついていません。

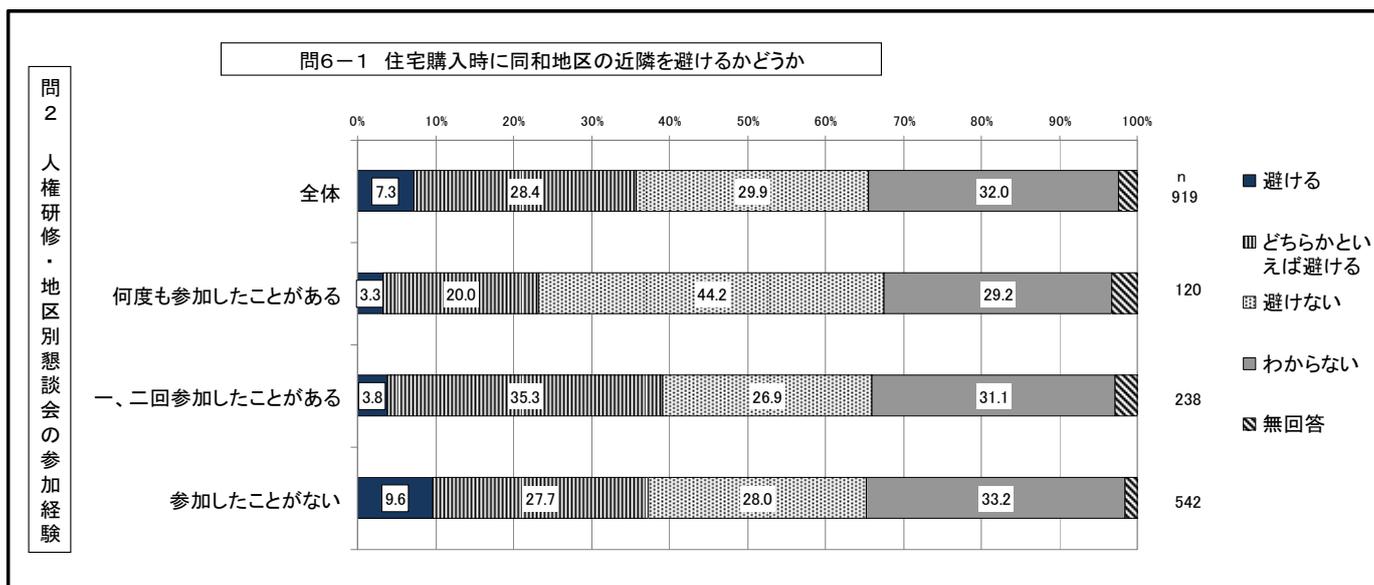
竜王町内では平成23年(2011年)に部落差別落書きが発見されました。また、全国的には、部落差別落書きをはじめ電子版部落地名総鑑[※]、同和地区の所在地などの問い合わせ、戸籍謄本等の不正請求[※]さらには、えせ同和行為[※]など、まだまだ課題は多く、取り組まねばならない状況にあります。

一方、調査結果では、地区別懇談会[※]や町域での研修会に何度も参加している人ほど、住宅購入時に同和地区を避けない傾向が見られるなどの成果も伺えます。

しかし、過去3年以内に差別発言を聞いたことがあると回答した人が27%あり、同和問題[※]は決して過去の問題でなく今も根深く存在している残された課題として認識しなければなりません。また、差別発言を聞いたことのある人のうち約7割の人が聞き流している現状を見ると、今までの成果はあるものの、差別解消への行動へと変容している状況ではなく、より一層の教育と啓発が重要です。

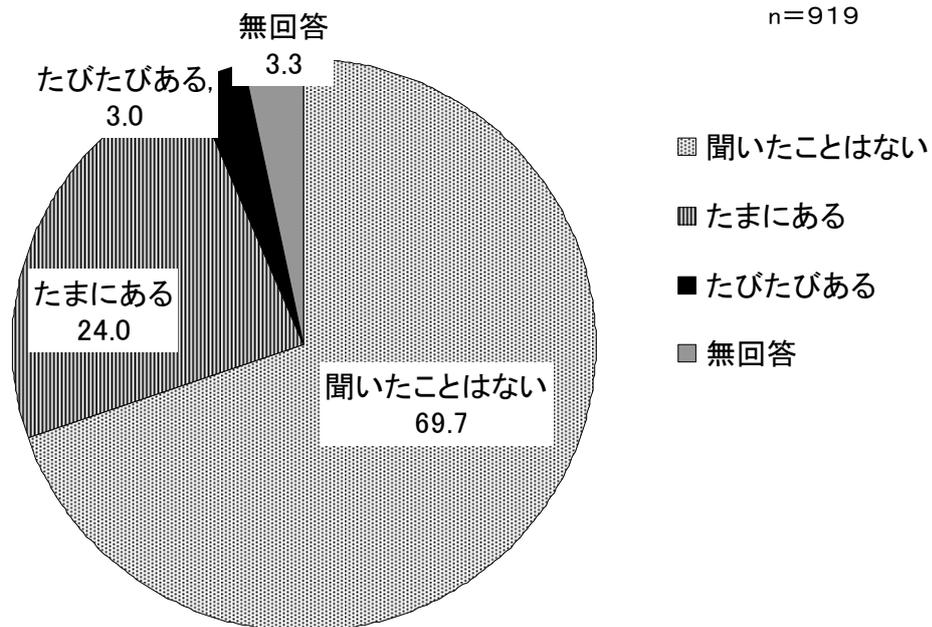
今後も、同和問題を人権問題の重要な柱とし、粘り強く教育・啓発に努める必要があります。

研修等に参加経験がある人ほど、同和地区を避けない



4人に1人が、部落差別発言を聞いたことがある

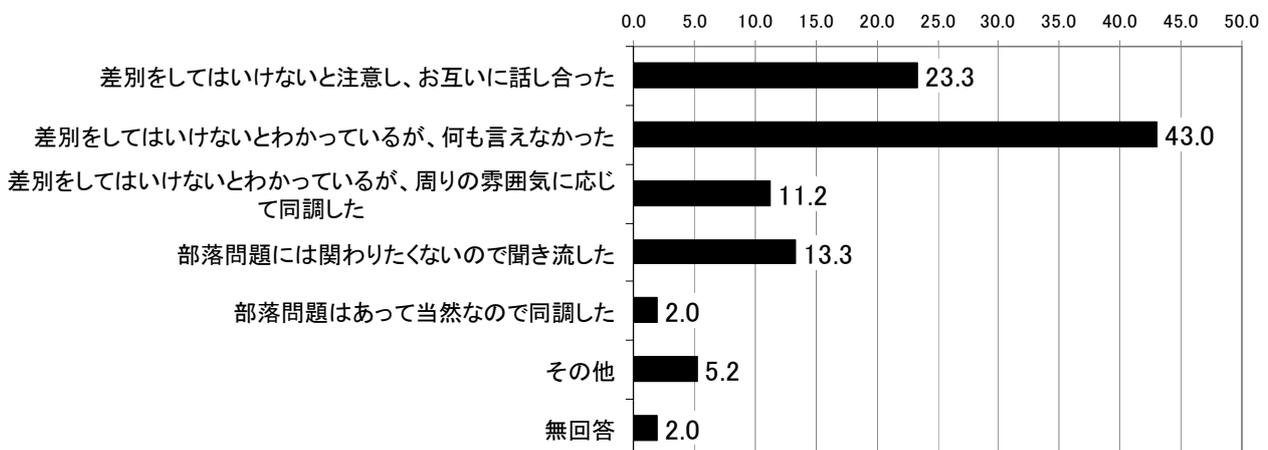
問6-4 過去3年以内に部落差別発言を聞いたことがあるかどうか



部落差別発言を聞き流した人は、約7割

問6-5 部落差別発言を聞いたときの対応

n=249



〈今後の取り組みの視点〉

① 先進的な手法や工夫に学び新たな手法・工夫を取り入れた教育・啓発

(ア) 今後も同和問題*を重要な人権問題として捉え、今までの成果や手法を踏まえつつさまざまな手法や工夫を取り入れた教育・啓発の推進に取り組みます。

(イ) 同和問題*を、町民一人ひとりが自らの問題として捉え、差別解消に向けての理解や認識にとどまるだけでなく、行動へと変容できる教育・啓発を推進していきます。

② 学校・企業・事業所での研修の取り組み

差別発言等の接触は、世代間に大きな差もなく、また、若い世代の研修への参加もほとんど見られないことから、学校での部落問題学習の充実に努めます。さらに、企業・事業所で研修の開催についても支援を継続します。

③同和教育から人権教育への広がりへ

同和问题*と他の人権問題とを複合させた人権教育の創造をめざすとともに、今後も同和问题を軽視するような風潮に流されることなく粘り強く取り組みを推進していきます。

④えせ同和行為の排除

えせ同和行為*の排除に向けた取り組みを推進します。

そして、下記の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
部落差別発言を聞いた時、「差別をしてはいけないと注意し、お互い話合った」と回答する人の割合	H24年度 23.3%	28.0%	33.3%

(7) 患者

【現状と課題】

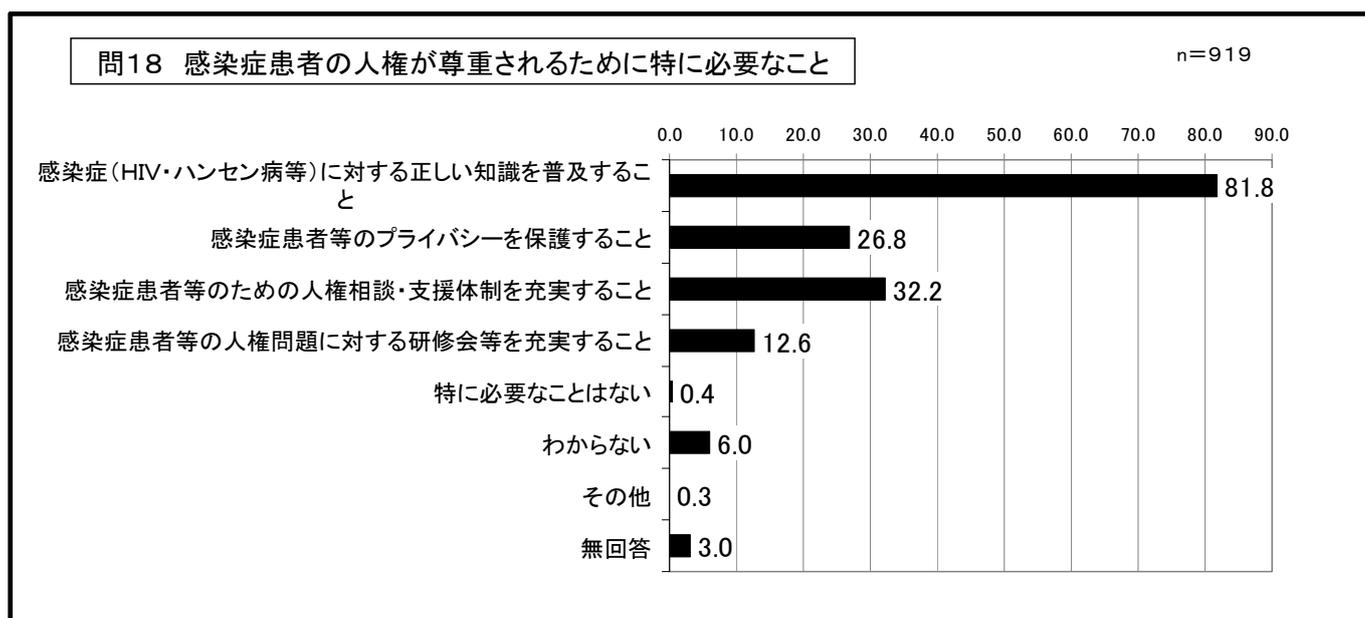
医療技術の進歩、疾病構造の変化、人口構造の変化により、健康や病気に対する意識や価値観が大きく変わってきており、患者の人権を尊重した安全で質の高い医療の実現や、インフォームド・コンセント*が十分に実践された患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

一方、難病*、肝炎*、結核*、エイズ*、H I V感染*等について、これらの患者、感染者やその家族が、周囲の人々の誤った認識や情報の不足によって、日常生活、職場、医療現場などで差別を受けるといった問題が起きています。

また、ハンセン病*問題については、誤った国策により長年にわたり偏見と差別に苦しめられた多くの人がいることを知り、平成 21 年（2009 年）に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、偏見や差別の解消をさらに推し進めることが必要です。

調査結果からは、感染症患者の人権が尊重されるためには、感染症に対する正しい知識を普及させることと回答した人が 8 割強あり、感染症問題に関する啓発をより一層推進する必要があります。

患者の人権を尊重するためには、正しい知識の普及が大切



〈今後の取り組みの視点〉

①正しい知識の普及による理解の促進

(ア) 患者の人権を尊重するという観点から、患者のクオリティ・オブ・ライフ*の向上の促進とインフォームド・コンセント*の確立をめざした医療行為を推進するよう啓発に努めます。

(イ) 難病*、肝炎*、結核*、ハンセン病*、エイズ*、H I V感染*等に対する正しい知識と理解を深めるための啓発に努めます。

(ウ) 患者、感染者、ハンセン病回復者*やその家族が地域社会で孤立することなく安心して暮らせるよう、その思いや置かれている状況について正しい理解を図り差別解消に努めます。

そして、下記の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
人権啓発セミナー（年6回）等 でテーマにとりあげる回数	H25年度 0回	5年間で 2回	5年間で 3回

(8) 外国人

【現状と課題】

竜王町では、平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法」の改正を契機に外国人登録者数は増加しました。しかし、平成20年(2008年)秋以降、日本経済が厳しい状況に追い込まれたことにより、多くの外国人が失業などにより帰国し減少するようになりましたが、全国的には毎年増加を続けています。また、社会のグローバル化*の進展や少子高齢化による労働人口の減少の影響により今後も外国人住民の増加が予測されます。

現在、言葉や宗教、習慣の違いなどから、さまざまな人権問題が起きています。具体的には「外国人だから」とアパートの入居を断られたり、外国人が犯罪を起こすと、その国の全ての人が悪いように言われたりすることがあります。

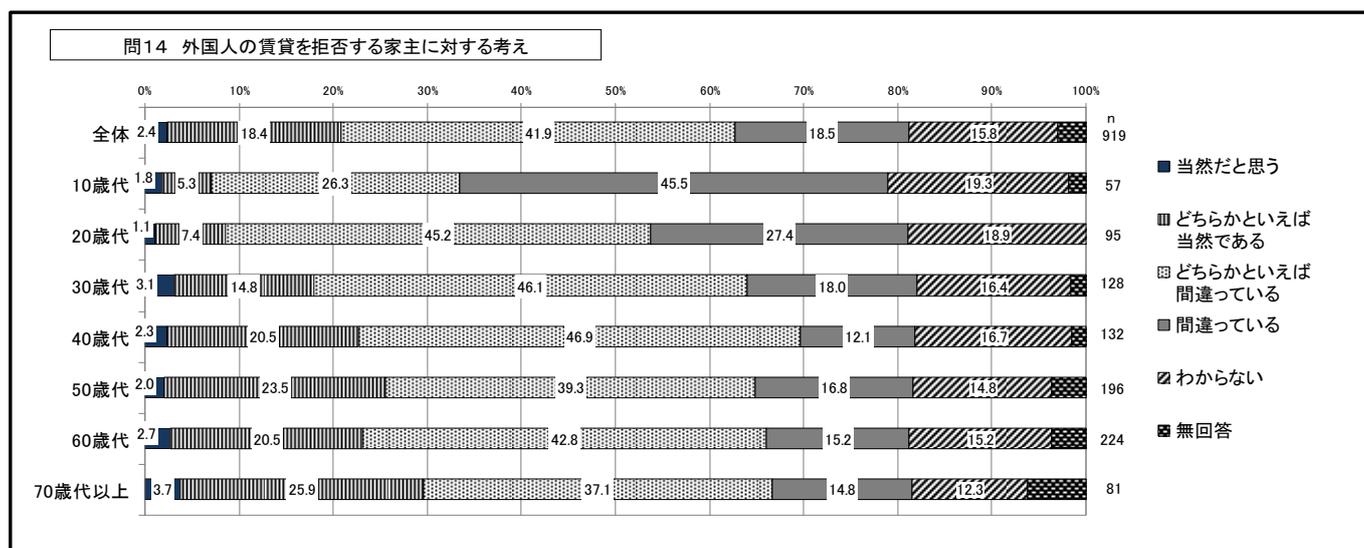
中でも、在日韓国・朝鮮人*に対しては、ニューカマー*と呼ばれている外国人とは異なる歴史的経緯*があり、依然として厳しい差別が存在しています。今日では、公然と差別発言を連呼するデモまで行われています。京都地裁は、人種差別撤廃条約*を拠り所にしてこのようなヘイトスピーチ* (憎悪表現) が人種差別を扇動する差別行為に当たると判決を出しています。また、日本の近隣諸国との緊張関係と連動する形で、在日韓国・朝鮮人や中国人に対する偏見や差別が増幅される心配があります。

調査結果では、外国人へのアパート賃貸を拒否する家主の対応について、「間違っている」、「どちらかといえば間違っている」を合計すると約6割になります。

一方、「どちらかといえば当然である」、「当然だと思う」を合計すると約2割になります。外国人であるという理由だけで排除する意識が根強くあることがわかります。残念ながら県内においても賃貸をめぐる人権侵害事象が後を絶ちません。

今後は、日本人も外国人もお互いに国際社会の一員として平和と友好の国際社会を支えるパートナーであるとの認識を深めることが大切です。また、言葉や宗教、習慣、文化の違い、そこから生じる価値観の違いを、お互いを遮る「壁」ととらえて排除してしまうのではなく、お互いの世界を広げる「チャンス」ととらえ、豊かな人間関係を築いていくことが必要です。

外国人へのアパート賃貸を拒否する家主の行動に批判的な人は6割



〈今後の取り組みの視点〉

①在住外国人への生活の支援

日常生活に必要な情報や相談窓口についての情報提供を行い、円滑な生活が送れるように支援します。

②多文化共生の視点に立った啓発の充実

(ア) それぞれの国の文化や歴史についての理解や認識を深め、偏見や差別解消に努めます。

(イ) 「違い」を多文化共生*の豊かな社会へつなげる国際理解や国際交流のきっかけとして積極的に受け入れるような啓発を推進します。

③学校教育での取り組み

(ア) 外国人に対する差別や偏見の解消に努め、多文化共生*の社会づくりのための教育を推進します。

(イ) 学校教育においては、「外国人児童生徒に関する指導指針」(平成17年(2005年)7月：滋賀県 教委)の趣旨を十分踏まえ、国際理解教育の推進、教職員研修等をさらに進めるとともに、外国人児童生徒に対しては、母語を解しての日本語指導の充実や生活適応指導等の充実に努めます。

④企業・事業所での取り組み

経済のグローバル化*等により、外国人と共に仕事をする機会が増える中、企業・事業所における互いの違いを理解し合うための研修などの取り組みを支援します。

そして、下記の数値目標を達成するために計画的に実施する必要があります。

目標指標	現状	H30年度	H35年度
人権啓発セミナー(年6回)等でテーマにとりあげる回数	H25年度 0回	5年間で 3回	5年間で 4回

(9) さまざまな人権問題

【現状と課題】

これまで取り上げた人権問題の他に、少数であったり、社会的に弱い立場におかれていたりする人々に対する偏見や誤解から差別につながる人権問題が存在しています。

また、例えば、東日本大震災後の風評被害^{*}など社会の変化とともに生じる新たな人権問題についても、それぞれの人権問題の状況に即した対応が求められています。

① アイヌの人々

アイヌの人々^{*}は、固有の言語、伝統的な舞踊や音楽、自然との共生の思想など独自の文化を有していますが、近代以降の同化政策^{*}によりそれらを奪われ、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、本人に更正の意欲があっても、本人やその家族に対する偏見や差別が根強くあり、就職や住居の確保に困難をきたすなど社会復帰をめざす上で、厳しい状況があります。

社会の一員として円滑な生活を営むようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、その家族への偏見や差別をなくし理解と協力を得ることが必要です。

③ 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害だけにとどまらず、興味本位のうわさや心ない中傷によって傷つけられたり、プライバシー^{*}が侵害されたり、インターネット上でそれらの情報が公開されたりと私生活の平穏が脅かされ二次的な被害を受けることがあります。

犯罪被害者とその家族の置かれている状況、名誉、生活の平穏への配慮の重要性について、理解を深めることが必要です。

④ 拉致被害者

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、国連人権委員会でも取り上げられ、重大な人権侵害であるとの認識で一致しています。早期解決にむけて、拉致問題に対する世論を高め、国際社会と協力していくことが大切です。

一方、拉致行為に対する怒りの感情から、拉致行為に関与していない人たちであっても同じ国家、同じ民族という理由だけで、差別や暴力の対象にすることは、新たな人権侵害をつくることとなります。人権侵害の負の連鎖を断ち切る必要があります。

⑤ 性的マイノリティ^{*}

体の性と心の性とが一致しない性同一性障がい者^{*}や同性愛^{*}のような性的指向の異なる人々に対する偏見や差別があります。こうした性的少数派に対する社会的関心と理解を深めることが必要です。

⑥ 東日本大震災に起因する人権問題

福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において

風評に基づく差別的扱いを受けるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。罹災された方々の思いと置かれている状況を理解し、客観的な事実と科学的な判断によって行動することの大切さを啓発していくことが重要です。

〈今後の取り組みの視点〉

①それぞれの人権問題に対する正しい理解を進めるための教育・啓発

それぞれの人権問題について、町民の関心と認識を深め、差別の解消につなげるため正しい知識の普及を図るための教育・啓発に努めます。

②学校教育での取り組み

児童生徒の発達段階に応じて、正しい知識と理解を深めるための取り組みを推進します。

③企業・事業所での取り組み

雇用面、待遇面における公平公正が全ての人に保障され、安心して働き続けられる職場風土づくりのための情報提供や職場人権研修の実施などの取り組みを支援します。

3. 人権意識の現状と課題～人権問題住民意識調査(H24 調査)の結果から～

(1) 人権に関する意識や行動のばらつき

さまざまな人権課題が私たちの社会に存在していますが、その現状認識に関してばらつきがあります。ある人は人権侵害として捉えています、別の人はそうでないと思っています。まだ人権問題としてほとんど認識されていない課題もあります。

また、人権に関する国際的な宣言や条約、国の法令、竜王町の宣言や条例、施策の基本方針などに関しても認知度にばらつきがあります。比較的よく知られているものもあれば、ほとんど知られていないものもあります。

さらに、人権に関する意識だけでなく行動にもばらつきがあります。例えば、結婚の慣習として「家柄や血筋にこだわること」に関して、はっきりと否定する人もありますが、肯定する人、否定しながらも仕方がないとあきらめている人が少なくありません。人権侵害を実際に受けた時の行動も相手に抗議する人もいますが、だまって我慢したと半数の人が泣き寝入りをしています。

このようなばらつきを是正し、町民としての人権に関する共通認識や行動を育むことは行政の重要な責務として捉えなければなりません。

(2) 互いに関連する人権意識

さまざまな人権に関する意識は相互に関連していることがうかがえます。

例えば、同和地区への忌避意識*と、風習やしきたりへのこだわり、あるいは外国人の人権に関する意識などにおいて強い相関関係がみられました。また、外国人の賃貸を拒否する家主に対する考え方と女性の人権とりわけ「女のくせに」「女だから」の言葉は、女性に対する人権侵害であるとの考え方にも強い相関関係がみられました。

そうしたことから、人権問題に対する理解や認識は、単に個別の人権問題だけが存在するのではなく、相互に関連し合っていることが、調査の結果から見えてきました。

風習やしきたりへのこだわりも、ある意味で人間の価値観を束縛するものですが、人権意識を高めることによって、その束縛から解放されることを示していると思われます。

次の表は、「住宅購入時に同和地区の近隣を避けるかどうか」という問いに関して「避ける」と回答した人は、別の質問項目である「外国人の賃貸を拒否する家主に対する考え」について「当然だと思う」「どちらかといえば当然である」と回答している比率が高くなっていることを示しています。すなわち、同和地区への忌避意識と外国人への忌避意識との間に一定の相関関係があることを表しています。

同和地区への忌避意識と外国人への忌避意識との間に一定の相関関係がある

(%)

		問 1 4 外国人の賃外を拒否する家主に対する考え						
		合計	当然だ と思う	どちらか といえば 当然であ る	どちらか といえば 間違っ ている	間違っ ている	わ か ら ない	無回答
問 6 — 1 区 の 近 隣 を 避 け る か ど う か 住 宅 購 入 時 に 同 和 地	全体	100.0	2.4	18.4	41.9	18.5	15.8	3.0
	避ける	100.0	7.5	32.8	28.4	10.4	17.9	3.0
	どちらかといえば避ける	100.0	2.3	22.6	47.9	12.3	11.5	3.4
	避けない	100.0	1.5	13.1	43.5	29.5	10.2	2.2
	わからない	100.0	2.0	16.0	39.9	15.6	24.5	2.0
	無回答	100.0	4.5	22.8	18.2	18.2	13.6	22.7

第4章 基本方針の具体化に向けて

1. 分野別の取り組み

(1) 庁内の推進体制

言うまでもなく、行政の人権尊重の視点に立った取り組みが、教育・啓発の となります。町民の福祉の増進を図ることを基本とする行政の業務は、町民一人ひとりの生活に直接密接に関係しています。そのため、人権に関係していない分野は存在しないことを認識するとともに、あらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政の推進が求められています。

また、人権問題が複雑化・多様化していることから、施策の効果的な推進のためには、人権施策を総合行政と認識して推進していくことを、基本姿勢として取り組むことが求められています。

具体的には、各課における人権問題の実情を踏まえた施策の企画・調整・点検を実施します。

(2) 職員・教職員等に対する人権研修

職員・教職員は人権問題を自らの問題と捉え、研修・研 を通して、業務及び職務遂行に当たることのみならず、人権教育・啓発の推進者としての自覚をもつ必要があります。

具体的には、各課や職場で人権研修会を必ず開催し、町内で開催される研修会・人権啓発セミナーや居住地での地区別懇談会[※]等にも積極的に参加して、地域住民の人権意識高揚に努めます。

(3) 町民

竜王町人権尊重のまちづくり条例[※]第3条町民の責務に基づき、研修会・地区別懇談会[※]に積極的に参画するとともに計画段階からより効果のある手法や内容等について意見を述べ、充実した研修会の開催に努めます。

(4) 保育園（所）・幼稚園・学校

家庭との連携のもと、お互いの人権を尊重するために必要な自己表現力・コミュニケーション能力を育て、人権感覚の育成を図るために欠くことのできない自尊感情[※]の育成や自己実現を図る取り組みを推進します。

また、発達段階に応じ人権感覚を高める学習内容・教材の工夫に努めるとともに、あらゆる教育活動に人権の視点を取り入れた取り組みを推進します。さらに、保護者を対象とした人権研修の機会を設定し保護者啓発に努めます。

(5) 家庭

安心安全な家庭づくりに努め、男女共同参画の実践を図るとともに、家庭は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な場であると認識し、自尊感情[※]の育成や日常生活の中での体験を通して、人権感覚を育てます。

(6) 地域

地区別懇談会[※]及び男女共同参画集会[※]をそれぞれ開催し、学んだことを日常生活や地域

社会に生かせるように努めます。地域行事等においては、人権の視点からの企画・調整・点検をします。

(7) 企業・事業所

職場内での人権を大切にする関係づくりを重視するとともに、企業の社会的責任^{*}を自覚し、あらゆる業務遂行に人権の視点を取り入れるため、職場人権研修を実施します。

雇用においては、男女の機会均等の保障、公平、公正な採用選考、不適切質問及び社用の根絶を図ります。また、障がい者の就労の促進を図ります。

(8) 各種団体

人権意識に根ざした活動の展開に努めるとともに、各団体の構成員の人権研修会を設定します。

2. 具体化に向けた課題～人権問題住民意識調査(H24 調査)の結果から～

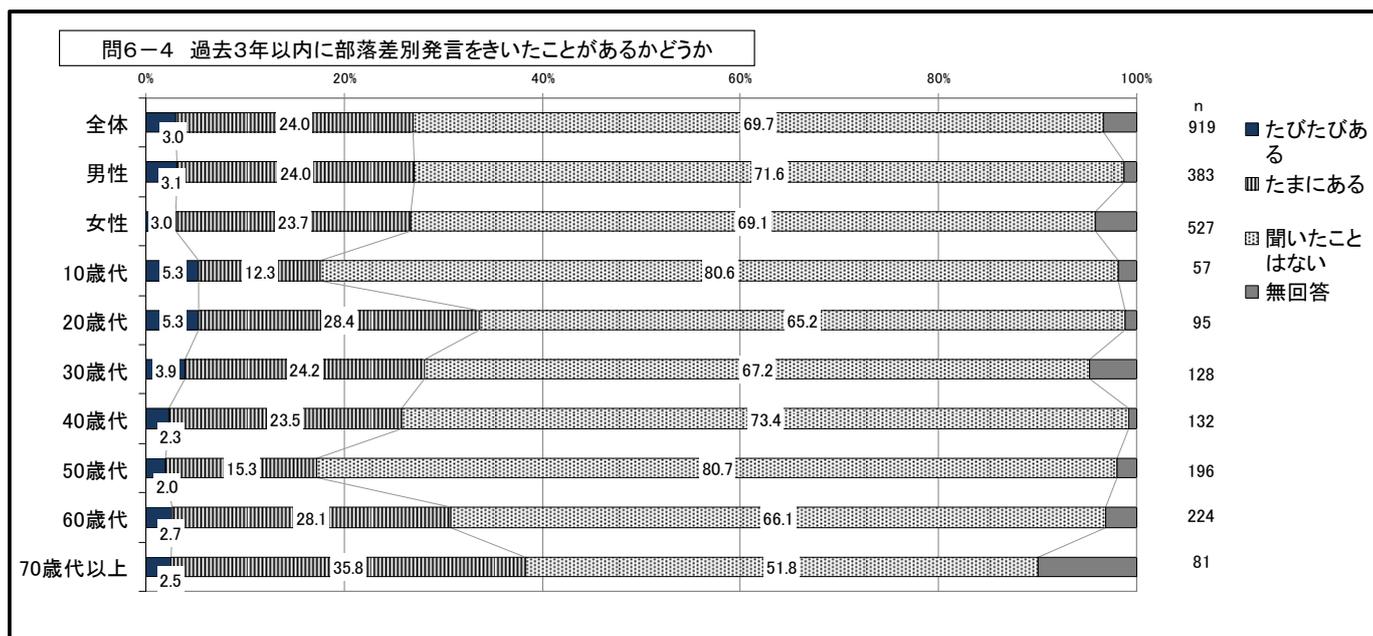
(1) 若い年代層の人権研修・地区別懇談会への参加

若い年齢層の町民においては、人権に関する宣言や条例等の認知度、人権に関する広報や子等に接する経験、人権研修・地区別懇談会^{*}等への参加経験などにおいて、どれも低い割合になっています。

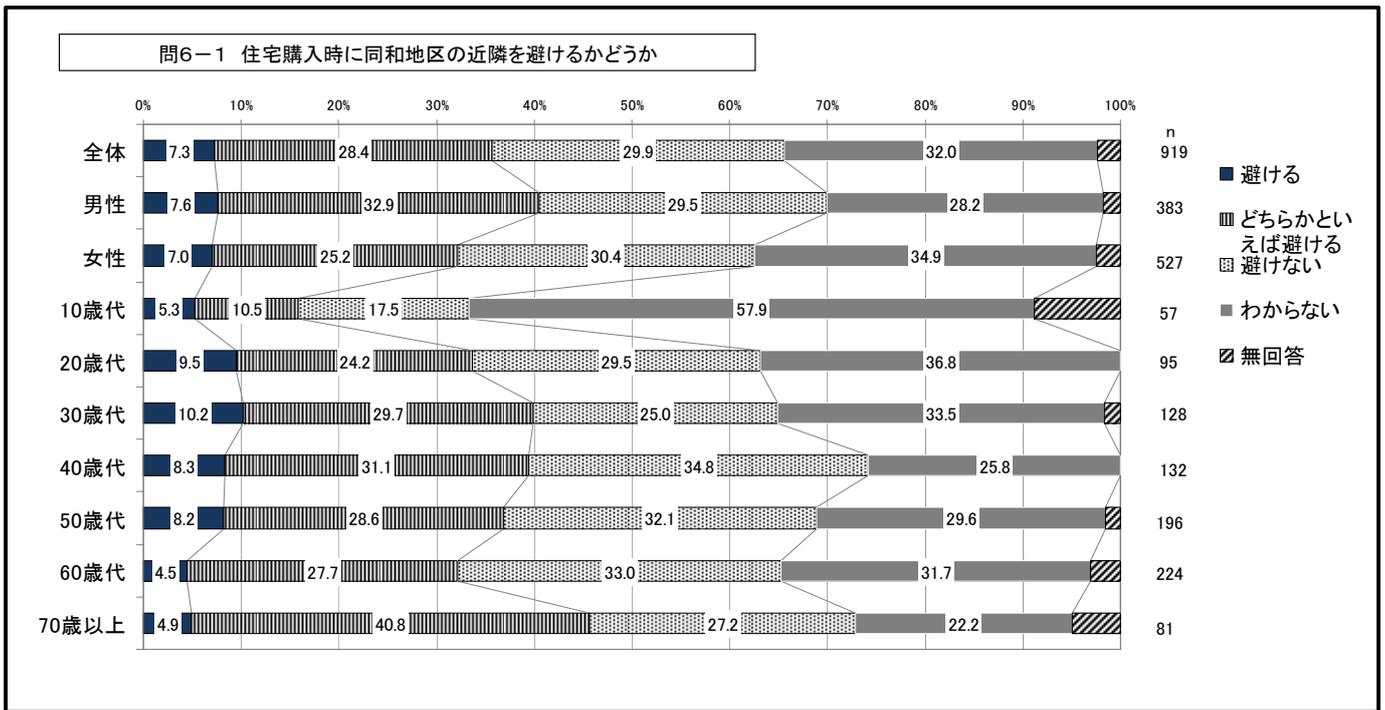
若い年齢層の人権意識について、外国人の人権については、学校教育での国際理解教育の影響もみられ、他の世代より人権意識は高い結果となっています。しかし、同和問題^{*}などに関しては、他の世代と大きな違いもなく課題が残っています。

今後は、若い年齢層の人たちも含めた人権教育・啓発の内容や手法についての創意工夫が課題となっています。

部落差別発言を聞いた体験は若い世代も他の世代も大きな差がない



同和地区を避ける傾向は若い世代も他の世代も大きな差がない

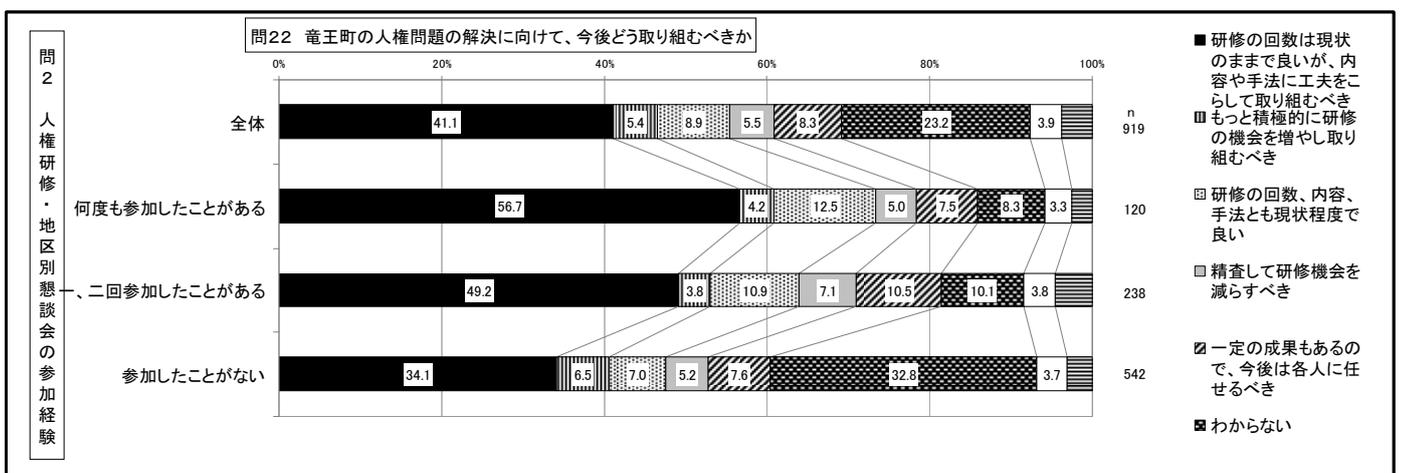


(2) 人権研修・地区別懇談会のあり方

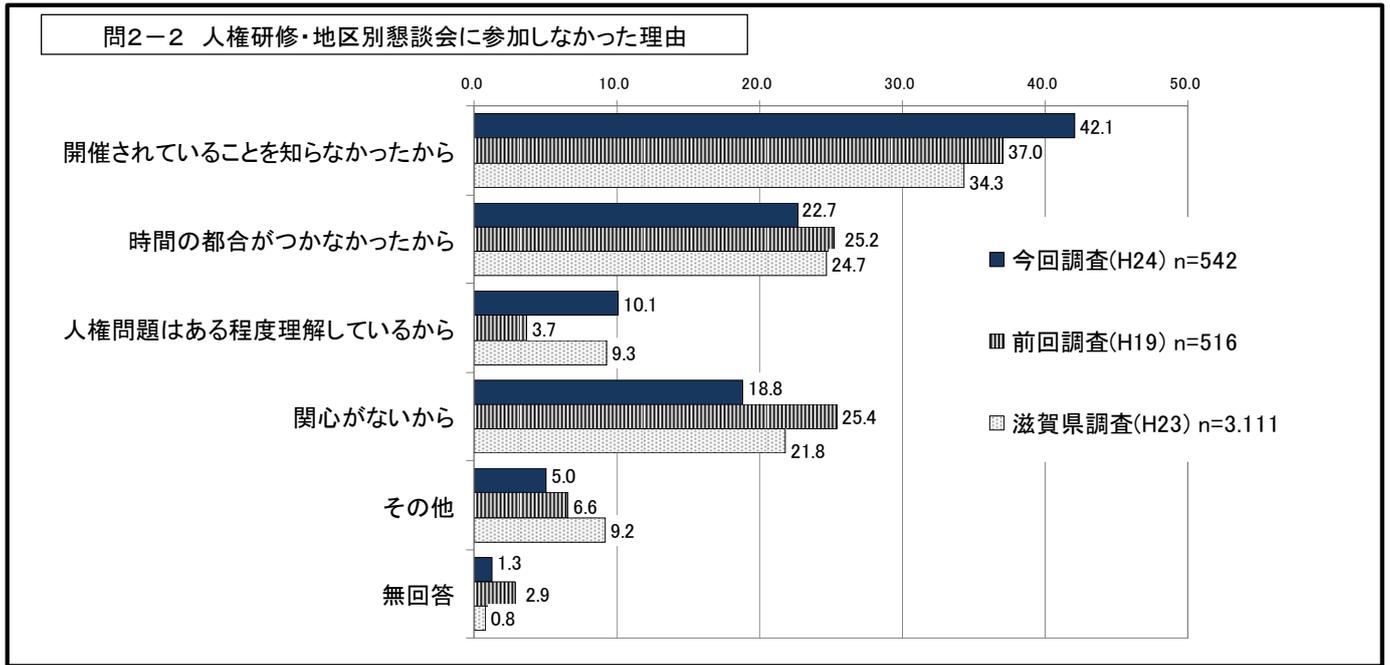
人権研修・地区別懇談会*については、「回数は現状のままで良いが、内容や手法に工夫をこらして取り組むべき」という回答が最も多くなっています。若い年齢層の関心を高めるためにも、参加体験型や交流型の学びなど教育・啓発の手法の検討が必要です。

また、参加しなかった理由として、「開催されていることを知らなかったから」が半数近くを占めていることから、周知方法にも改善の余地があります。現在の広報手段だけでなく、多くの人々が利用する商業施設や医療施設を活用した情報提供、さまざまな団体、グループを通じた口コミ*の力の活用など、幅広い手段を検討する必要があります。

「回数は現状のままで良いが、内容や手法の工夫が必要」と回答した人が多い



「開催されていることを知らなかったから」と回答した人が多い



おわりに

町が主催する人権研修の参加者は、全体的にはここ数年増加の傾向が見られますが、その多くは行政職員の参加者の増加によるものです。町民の参加者数は横ばい状態であるとともに参加者の固定化、若い年齢層の参加が少ない傾向があります。意識調査でも明らかになったように、研修機会に何度も参加している人ほど、人権問題等に積極的な姿勢がみられるなど改めてさまざまな研修会に参加する意義がはっきりとしました。

人権研修の参加は、町民一人ひとりの意思による自主的な参加が本来の姿、目標であります。その目標に到達するためにどのような過程を経るのか、今後は、参加体制のあり方も含めて十分検討していかねばなりません。

また、企業・事業所、各種団体の人権研修会についても、開催の依頼をしているものの、残念ながらすべての企業・事業所、各種団体で開催されていない現状があります。まだ人権研修を受けたことのない人への研修機会を拡大するために、これら企業・事業所及び各種団体との協議を重ねながら人権研修の開催を要請するなど今後も粘り強く取り組んでいくことが重要です。

次に、この方針に基づき教育・啓発活動を遂行するためには、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルは欠くことができません。具体的には、毎年度の取り組みを人権政策推進本部において内部評価し、竜王町人権教育推進協議会役員会において外部評価し、PDCAサイクル^{*}を通じて改善を繰り返しながら両方で協働して推進する必要があります。その評価資料は竜王町の人権白書として位置づけるものとします。

竜王町人権教育・啓発基本方針

人権尊重の基本理念

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと（人権の共存）

家庭教育・学校教育(就学前教育)・社会教育

取り組みの視点

普遍的な視点からのアプローチ
人権の大切さ・人間の尊厳についての学び

個別的な視点からのアプローチ

【9つの個別課題】

1. 子ども
一人の人間としての自由と権利の尊重
2. 障がい者
障がいの有無にかかわらず、互いの人権を尊重し、理解し、共助していきける共生社会の実現
3. 女性
利益と責任を分かち合う男女共同参画社会の形成
4. 高齢者
豊かな知識と経験をもつ高齢者の尊厳が大切にされる風土づくり
5. インターネット（情報通信）
インターネット等による人権侵害の防止
6. 同和問題
人権問題の重要な柱とし、粘り強く教育・啓発
7. 患者
正しい知識の普及による理解の促進
8. 外国人
偏見や差別解消に努め、多文化共生の視点に立った教育・啓発
9. さまざまな人権問題
それぞれの人権問題に対する正しい理解を進めるための教育・啓発

【共通課題】

- あらゆる施策の根底に人権の視点を置いた取り組み
- 町職員や教職員等は人権問題解決のための態度・技能を身につける手法・内容を創造
- 差別事象の背景について分析し、それに迫る教育・啓発活動の探求
- 学習環境の整備とネットワーク化
- 地域コミュニティの形成やグループ活動の側面的支援
- 町民、事業者の意見や要望を反映させる体制づくり
- 相談体制や権利擁護の体制づくり
- プライバシーの保護体制の確立

具体化に向けて

1. 庁内の推進体制の充実
2. 職員・教職員等の人権教育の充実
3. 町民の地区懇等への積極的な参加・参画
4. 保育園(所)・幼稚園・学校での取り組みの充実
5. 家庭教育の充実
6. 人権の視点に立った地域活動の充実
7. 企業での職場人権研修の充実
8. 各種団体での人権研修の充実

PDCAサイクルの確立

人権教育・啓発がめざすもの

- 命の尊さ
命の大切さを理解し、自己がかけがえのない存在であると同時に、他者もかけがえのない存在であることを心に強く実感
- 人間の尊厳
差別が人間としての尊厳を深く傷つけるものであることを理解し、個別の人権課題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態도를育成
- 豊かなつながり
多様な価値観や生き方にふれるとともに、他者と共に生きる大切さと喜びを実感
- 互いの個性の尊重
風潮や意識の是正を図るために、一人ひとりの生き方や異なる個性を互いに尊重
- 自己実現
自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、物事を成就する喜び、他者のために役立つ喜びを育む
- 人権の知識とスキル(技能)
法令、条例の周知など人権に関する基礎的な知識を習得するとともに、それを活用して他者と自分の人権を守る力

すべての人びとの基本的人権が尊重され、あらゆる差別のない「いきいき暮らせる、みどり豊かなふれあいのまち」の実現
(竜王町人権尊重のまち宣言より)

用語の解説

〈あ行〉

◆アイヌの人々 (P27)

「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ」(神々、自然)に対する「人間」という意味。平成20年(2008年)6月6日、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府は、アイヌ政策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいる。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しているといわれている。

◆いじめ (P4, 10, 11, 18)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

◆インクルーシブ教育 (P12, 13)

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的」配慮(学校全体での基礎的環境整備)が提供される等が必要とされる教育のこと。(障害者の権利に関する条約 第24条)

◆因習 (P14)

古くから伝わっている風習

◆インフォームド・コンセント (P23)

患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上で同意すること。

◆エイズ (P23)

エイズ(AIDS)は日本語では「後天性免疫不全症候群」と訳されている。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)というウイルスが人に感染した結果、主に病原体の進入から体を守っている抵抗力の仕組みがうまく機能しなくなる病気である。HIVの感染力は他のウイルスに比べると弱く、ふだんの生活で感染することはない。しかし、エイズに関する知識不足のため、エイズ患者やHIV感染者に対する差別や偏見が見られる。

◆HIV感染 (P23)

HIVというウイルスに感染すること。

◆えせ同和行為 (P20, 22)

同和地区に対する偏見がまだまだ残っている中で、「部落は怖い」という差別意識を悪用して同和関係者を名乗り、企業や官公庁・個人に対して書籍等を強引に売りつけたりして私腹を肥やそうとする行為のこと。これらの個人や団体は、部落差別を無くすための運動団体や同和問題に取り組んでいる人とは全然関係がなく、部落問題の解決を妨害する団体として問題になっている。

◆NPO (P1)

「非営利組織」と訳されるが、正確には「民間非営利組織」である。ボランティア団体をはじめ報

酬や利益を目的としない民間団体をさす意味で使われる。市民活動団体、社会活動団体、公益活動団体などと呼ばれることもある。

〈か行〉

◆肝炎 (P23)

ウイルス性肝炎。ウイルス性肝炎はA、B、C、D、E型などの肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気のこと。特にB型、C型肝炎ウイルスに感染すると慢性の肝臓病を引き起こす原因となる。

◆企業の社会的責任 (P19, 31)

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会に与える影響に責任をもち、消費者、投資家及び社会全体からの要求に対して、適切な意思決定をすること。

◆忌避意識 (P28)

きらって避ける行為のこと。

◆教育基本法 (P6)

平成18年(2006年)12月22日、教育についての根本的・基礎的な法律として新たに施行された法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格をもった法律である。

◆共生社会 (P12, 13)

すべての人々が互いの人権を認め合い、助け合って生きていけるような社会のこと。

◆クオリティー・オブ・ライフ (P23)

生活の資質向上をいう。医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていこうとする考え方。

◆ロコミ (P32)

互いに口から口へ情報を伝えること。

◆グローバル化 (P25, 26)

投資や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

◆結核 (P23)

結核菌の感染によっておこる慢性伝染病のこと。

◆戸籍謄本等の不正請求 (P20)

弁護士、司法書士、行政書士などが職権を乱用し、市役所等に「職務上請求書」を悪用し、住民票の写しや戸籍謄抄本を不正に取得すること。

◆固定的な性別役割分担意識 (P14)

男女を問わず個人の希望や能力などによって役割が決められることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主たる業務、女は従たる業務」など、男性、女性という性別を理由に固定的に役割を分ける意識。

◆異なる歴史的経緯 (P25)

日本に在住されている韓国・朝鮮人の多くは、日本の朝鮮半島植民地政策によって、強制連行され、強制労働を強いられてきた経緯がある。しかし、ニューカマーと呼ばれる人々は、労働のた

めに自らの意思で来日されていますので、その背景に大きな違いがある。

◆個別の教育支援計画と指導計画 (P13)

個別の教育支援計画は、在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点をもって作成され、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力して支援するための計画。

個別の指導計画は、学校の教育課程において、児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

〈さ行〉

◆差別事象 (P9)

さまざまな人権問題に関する誹謗、中傷、忌避、排除などによる人権侵害をさす。

◆在日韓国・朝鮮人 (P25)

日本に在住されている韓国籍及び朝鮮籍を有する人のこと。

◆自尊感情 (P30)

長所も短所も含めて自分自身をかけがえのない存在と感ずること。

◆滋賀県運営適正化委員会 (P13)

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、社会福祉や法律または医療に関して学識経験をもつ人で構成された組織。

◆障害者基本法 (P12)

障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。

◆障害者権利条約 (P12)

身体や精神などに長期的な障がいがある人への差別撤廃や社会参加促進をめざし、平成 18 年(2006 年)国連総会で採択された条約。

◆情報ネットワーク (P18)

なんらかの伝達手段によって、相互に必要な情報を交換し合い結びつくこと。

◆情報発信の匿名性 (P18)

インターネットや情報機器を使って、メール発信などでは、自分の名前を明らかにしなかったり、別の人の名前を使ったりして発信できること。

◆情報モラル (P18)

情報社会を生き、健全に発展させていくうえで身につけておくべき考え方や態度。情報社会で安全に生活するための危険回避法やセキュリティの知識・技術、健康への意識など。

◆情報モラル教育 (P11)

情報モラルを高めるための教育をいう。

◆人権に関わりの深い特定の職業従事者 (P9)

公務員、教員、社会教育関係職員、福祉関係職員、医療関係者、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、マスメディア関係者、議員など。

◆人権擁護委員 (P5, 17)

地域住民の中にあつて、人権擁護活動を行う任務をもつた人。市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する。

全国で約 14,000 人（平成 25 年（2013 年）10 月 1 日現在、竜王町では 4 名）が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを実施。

◆人権擁護推進員（P17）

滋賀県では、国の人権擁護委員の活動に協力する制度として、人権擁護推進員が各市町に設置されており、地域社会に根ざした人権擁護活動を推進している。

◆人種差別撤廃条約（P25）

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等の享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくすること等を内容とした条約で、昭和 40 年（1965 年）の国連総会で採択された。（平成 7 年（1992 年）12 月批准）

◆スキル（P4, 5, 11, 13, 19）

技能。生まれ持った才能に技術をプラスして磨き上げたもの。

◆ストーカー行為（P14, 15）

特定の者に対し一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返すことをいう。

◆スマートフォン（P18）

従来の携帯電話に比べて、パソコンに近い性能を持った情報機器。多機能携帯電話。

◆性的マイノリティ（P27）

先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心の性が異なる性同一性障がいの人、性的な意識が同性や両性に向かう人などをさす。

◆性同一性障がい者（P27）

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に所属していると確信している人のこと。

◆セクシュアル・ハラスメント（P14, 15）

いわゆる「セクハラ」で、性的嫌がらせのことである。相手の意に反した性的言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流すこと、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等さまざまなものが含まれる。セクハラは性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為である。セクシュアル・ハラスメントは職場だけでなく、学校、病院、福祉施設などさまざまな場で問題となっている。

〈た行〉

◆体罰（P4）

児童生徒への身体に対する暴力行為や肉体的苦痛を与える懲戒も含まれる。即ち、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるといった懲戒も体罰の一種として捉える。（学校教育法 第 11 条）

◆第五次竜王町総合計画（P1）

平成 23 年（2011 年）3 月に 2020 年に向けて、まちの将来像を「“ひと” 育ち みんなで煌（きらめ）く 交竜の郷」とし策定。人口問題を本町のまちづくりにとっては避けられない課題として捉え、「人」に焦点をあてた計画とした。

◆多文化共生 (P26)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

◆男女共同参画基本法 (P14)

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現ために作られた法律。

◆男女共同参画社会 (P14)

男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

◆男女共同参画集会 (P15, 30)

性別役割分担意識の解消と女性の人権確立をめざすことを目的とした懇談会をいう。

◆男女共同参画推進プラン (P14)

平成 19 年 (2007 年) 年 3 月 竜王町では、男女共同参画社会実現をめざす総合的・計画的な行政運営指針を示した計画を策定した。

◆地域コミュニティ (P9)

地域社会のこと。

◆地区別懇談会 (P5, 6, 7, 12, 17, 19, 20, 30, 31, 32)

同和問題をはじめあらゆる差別解消をめざし、地区ごとに実施する懇談会をいう。

◆DV (P14, 15)

ドメスティック・バイオレンスの略。夫婦や恋人等の密接な間柄にある男女 (パートナー) 間において、男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力を言う。女性から男性に加えられるケースも起こっている。

◆電子版部落地名総鑑 (P20)

昭和 50 年 (1975 年) 11 月に全国の部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載された差別図書 (部落地名総鑑) が発覚した。その後、9 種類の地名総鑑が存在し、県内の企業も、就職に際して部落出身者の排除を目的に購入した。しかし、近年になり地名総鑑がインターネット等を通して、流されるということが発覚している。ケースによっては、電子版の地図に書き込まれたり、写真が貼り付けられたりと非常に悪質な行為が起こっている。

◆同化政策 (P27)

他を感化して自分と同じようにさせること。

◆同性愛 (P27)

性的指向が同性間 (男同士・女同士) での性愛のこと。

◆同和問題 (P2, 9, 20, 21, 22, 31)

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく

基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。(同和対策審議会答申)

〈な行〉

◆難病 (P23)

昭和 47 年 (1972 年) に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

◆ニューカマー (P25)

第二次世界大戦の終戦 (昭和 20 年 (1945 年)) 以降に、新たに労働者として、日本に働きに来た外国人のこと。

◆ネットいじめ (P11)

インターネット上で悪口・誹謗中傷するなどのいじめのこと。また、最近では、スマートフォン向けのアプリケーションを使ってのいじめが急増している。

◆ネット依存 (P18)

インターネットやスマートフォンなどの利用を自分の意思でコントロールできないなど、過度に利用してしまう傾向が強い人の症状のこと。

◆ノーマライゼーションの理念 (P12, 13)

障がい者や老人など、社会的に不利を負う人々を包括するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同じように権利が受けられるようにするという考え方や方法のこと。

〈は行〉

◆ハラスメント (P4)

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、驚異を与えること。

◆ハンセン病 (P23)

らい菌によって引き起こされる慢性の感染症。発見者の名からこの病名がつけられた。らい菌の感染力は極めて弱く、また治療法が確立した現在では、早期発見と早期治療により確実に治療できるようになった。

◆ハンセン病回復者 (P23)

かつてらい菌に感染された人が、治療によって完治された人のこと。

◆東近江あんしんネットワーク (P13)

施設や就労の場において、障がいのある人の願いや要望をくみ取り、苦情解決にあたることにより権利侵害を未然に防ぐためのシステム。近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町の行政、福祉サービス提供事業所、地域の関係機関等が一体となって平成 15 年度に設立された。

◆東日本大震災後の風評被害 (P27)

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に太平洋三陸沖を震源とする大地震が発生し、その結果、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、一部の地域の農作物や魚などから放射性物質が検出されたニュースが報道されると同時に、出荷が制限された食品だけでなく、他の様々な食品までも消費者の買い控えが起こった。さらに、震災時に福島県に居住していた人に対する忌避や排除の意識から、差別が起こった。

「風評」とは、人が「今後起こりうるかもしれない」という漠然とした不安を持っているときに広まりがちな、根拠のない噂のこと。

◆誹謗中傷（P18）

悪口や無実のことを言って他人の名誉を傷つける行為のこと。

◆PDCAサイクル（P34）

事業活動における管理業務を円滑に進める手法。P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

◆プライバシー（P9, 18, 27）

他人の侵害から保護される私生活や私事。個人情報。

◆ヘイトスピーチ（P25）

ある個人や集団を、人種（民族）・国籍・性といった本人にはどうしようもない属性や民族的文化あるいは宗教などを理由に、差別・排除の意図をもっておとしめたり、暴力や誹謗中傷、差別的行為を扇動したりする言動のこと。憎悪表現と訳される。

〈ま行〉

◆民生委員児童委員（P17）

民間の立場で、地域の福祉問題について調査したり、福祉に関する情報の提供をしたり、行政と地域とのパイプ役をつとめる人。民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼務する。

〈や行〉

◆有害サイト（P18）

一般的に子どもに有害と思われるアダルトサイトや出会い系サイトさらには犯罪・暴力を助長させるような危険なサイトをいう。

〈ら行〉

◆竜王町人権尊重のまちづくり条例（P3, 30）

平成 11 年（1999 年）3 月 31 日に、町民が日常生活のなかで人権を互いに認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちの実現に寄与する目的で公布された条例。

◆竜王町人権問題住民意識調査（P1）

平成 24 年（2012 年）に、人権問題についての町民の思いや考えを知り、人権問題に対する意識の変化や実態を明らかにし、今後の人権施策および人権教育・啓発活動を推進するための基礎資料を得ることを目的として実施した調査。

◆老老介護 (P16)

高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。家族の共倒れや介護疲れによる心中など、大きな社会問題となっている。

参考資料

竜王町人権尊重のまち宣言

わたくしたち竜王町民は、今、日本国憲法と世界人権宣言の理念にのっとり、すべての人びとの基本的人権が尊重され、あらゆる差別のない「いきいき暮らせる、みどり豊かなふれあいのまち」の実現をめざします。

わたくしたち一人ひとりが、正しい人権意識の高揚に努め、町民憲章の実践を誓い、ここに、わが町竜王を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成7年8月25日決議

竜王町人権尊重のまちづくり条例

(平成11年3月31日条例第2号)

竜王町は、基本的人権の尊重と法の下での平等を定めた「日本国憲法」ならびに、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であるとした「世界人権宣言」の理念に基づき、「竜王町人権尊重のまち宣言」を行い教育啓発活動を積極的に推進してきたが、町民（滞在者を含む。以下同じ）一人ひとりが自らの課題として主体的に取り組むところまで至っていない状況にあり、なお課題を残している。

竜王町町民憲章および竜王町人権尊重のまち宣言の精神を具現化し、町と町民の不断の努力により人権意識を高め、部落差別、女性差別、障がい者差別および外国人差別等あらゆる差別をなくし、いきいき暮らせるみどり豊かなふれあいのまちづくりを実現するため、ここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町民が日常生活のなかで人権を互いに認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、行政のすべての分野で人権意識を高め、人権尊重および人権擁護に関する必要な施策を積極的に推進するものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、互いに基本的人権を尊重するとともに、町が実施する施策に積極的に協力し、自ら差別および差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 町は、町民の人権意識を高め、あらゆる差別を許さない世論と社会環境の形成を促進するため、家庭、地域、学校および企業等と連携し、啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第5条 町は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 町は、施策を効果的に推進するため、関係機関との連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

竜王町人権教育および人権啓発基本方針検討委員会設置要綱

(平成 14 年 10 月 25 日告示第 102 号)

改正 平成 25 年 4 月 30 日告示第 102 号

(設置)

第 1 条 竜王町町民憲章および竜王町人権尊重のまち宣言の精神を貫く社会の実現をめざし、人権教育および人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するにあたり、竜王町の人権教育および人権啓発に関する基本方針（以下「方針」という。）を見直すための、竜王町人権教育および人権啓発基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 方針見直しのための調査研究に関すること。
- (2) 方針見直しに係る具体的事項の検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、委員長において必要と認めたこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 名以内で組織し、委員は町長が委嘱する。

第 4 条 委員は、方針の見直しに関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(部会)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会は、委員をもって組織し、部会長および副部会長は、当該部会を構成する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会による調査研究等の経過および結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、町長が定める機関において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 14 年 10 月 25 日から施行する。

付 則(平成 25 年 4 月 30 日告示第 102 号)

この告示は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

竜王町人権教育および人権啓発基本方針検討委員会

(順不同・敬称略)

氏 名	備 考
増地 甚一郎	竜王町人権教育推進協議会 会長
澤井 きよ	竜王町人権教育推進協議会 副会長
福本 正夫	竜王町人権教育推進協議会 啓発講師団
平田 保則	竜王町教育委員
甲津 和寿	竜王小学校 校長
竹山 喜美枝	人権・結婚相談委員
川端 広二	ダイハツ工業株式会社 滋賀(竜王)工場 工務部 総括室
野々村 光子	東近江圏域 働き・暮らし応援センター “Tekito-”
村田 あゆみ	竜王町青年団
本野 宇市	公益財団法人 滋賀県人権センター 人権啓発担当